琉球大学学術リポジトリ

重光外務大臣訪米関係一件　重光・ダレス会談

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2020-05-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/45926

外務大臣 国務長官会談録 メモ

（才一乙三回）

極秘

外務大臣、国務長官会談録（第一回）

昭和三十年八月二十九日

まずダレス国務長官事務室において重光大臣より河野農林大臣及び岸幹事長を長官に紹介した後、長官の案内で会議室に入った。

日本側　重光外務大臣、河野農林大臣、岸幹事長、井口大使、加瀬大使、島公使、松本官房副長官

米側　ダレス国務長官、マーフィ次官代理、アリソン大使、シーボルト次官補代理、マカードル次官補

重光　会談を始めるに先立つて一言したい。私はかねてから直接貴長官にお目にかかる機会をもつことを楽しみにしていたので、ここにお目にかかるのは私の大きな喜びである。

われわれは過去数カ月間協力して来たので、既に親しい友人であるかのように感じられる。

わが国民は貴長官が今まで日本国民のためにつくされた所に負う所が多い事を充分に承知していることは、今更私から申すまでもない。貴長官はわれわれ両国民の間に今日存在する友好的親愛

関係の主たる建設者である。この関係は東亜における平和と安定の主たる支柱の一つである。真に貴長官の透徹した識見と崇高なステーツマンシップがなかつたならば、戦後の暗黒時代において、内外にわたつて、日本が直面した重大な困難を乗り切る事は出来なかつたかもしれない。私はここに日本国民に代つて深甚の謝意を表する次第である。

ダレス　重光大臣外各位を迎えることを喜ぶ。自分の特に興味を有する日本の友人に会うことは常に自分の喜びである。桑港条約は敗戦国に対して差別待遇をしなかつた点において歴史上独特の講和条約であるが自分は日本のポテンシャリティに対しては高く評価しているものである。　日米両国は時に意見の一致しないこともあるがより広い基礎における協力に較べればこれら不一致は些細なものと思う。今朝大統領と電話で話した際大統領がお目にかかれないことを残念に思うとともに会談が建設的な且より良好な了解を生み出すことを希望すると述べていたのでお伝えする。

重光　まず自分から国際情勢並びに日米関係について、自分の見解を申し述べたい。（左記口述書を朗読、英語原文は別紙(一)参照）

一、ゼネバ会議の意義

原子爆弾をもつてする戦争がゼネバ四国会議によつて少なくとも差当りは阻止せられたことは人類のために歓ぶべきことであるが、共産陣営と自由民主陣営との闘争は外交戦の形において今後も熾烈に継続される模様である。われ等はゼネバ会議の指令による来る十月の四大国の外相会議の経過を注視し、非常の関心をもつてその成果を期待するものである。

ゼネバ会議は主として欧州を中心とする談し合いであつた。東洋殊に極東の問題は別に処理を要するものが多い、これ等の諸問題の処理については日本において重大なる関心を有つものであることを米国政府において認識せられんことを望む。私はダレス国務長官に日本政府がその政策樹立のため最も緊要とする米国の現在及び将来にわたる対極東就中対中共政策に関する資料の提供を望む。

共産勢力はゼネバ会議をもつて平和攻勢の勝利なりとなし、今後もいわゆる平和政策によつて現状を維持しゆくにおいては終局の勝利は彼等の手中にありと感ずるものの如くで、彼

等は東西何れの地域においてもこの目的達成のために、国々の内外にわたる共産勢力を動員し活躍せしめつつある。近代武力において自己の劣勢を認めざるを得なかつた共産勢力は平和手段によつて形勢を有利に導かんとしつつあるものと認めらるる。この傾向は東亜方面においても顕著なものがある。

二、日本における共産主義

(イ) 増大する共産主義の脅威

占領時代においていわゆる平和憲法が敷かれて治安に関する凡べての法律が悉く取り除かれ共産活動に対する国家的防禦方法が皆無となつて以来、日本は共産活動を有効に制止することが出来ぬ有様であつて、共産勢力は秘密裡に巧妙な手段をもつて政治、社会、文化等社会の各方面に潜入し、その実勢力は決して侮り難きものがある。

彼等は陰に社会党と連繋し議会の内外にわたつて革命の素地を作ることに専念して今日に至つている。共産党は世界潮模における平和攻勢によつて情勢が有利に転回し来れることを認識して今年六月地下運動より合法運動に転進し表面に出

で決然政治の覇権を争わんとする有様である。彼等は社会党その他左翼勢力と統一戦線を形成し国会の内外における要点を確保することによつて革命の機を捕捉せんとするもののごとくである。

日本の共産勢力は議会においては数において殆んど皆無に均しきも、その実勢力に至つては侮り難く共産党自身可なりの自信を有するものと認められる。

共産勢力は憲法の改正には必死の反対を行うであろう。実際今後左右両勢力闘争の場面において憲法再検討の論議が重要且つ決定的な論点となるは明かである。国際場裡において共産勢力の主眼とする所は、欧米におけると同様東亜においても米国勢力を駆逐することにあることも又明かである。共産勢力は社会党の支援を得て反米思想を誘致し、米国勢力を漸次日本及び東亜より駆逐せんと策するものである。この点は最近の国会における左翼政党の言論に見て極めて明りようである。彼等はかようにして日本における平和攻勢に対する国内的無防備の現状を利用してその究局の政治目的を達せん

としている。われわれは共産勢力がゼネバにおける四大国外相会議に引続きこの戦術をいよいよ推し進めんことを危惧するものである。

(四)政府の反共対策

共産党、労農党及び議会勢力の三分の一を占むる社会党は共同して国家の再建に関する基本的の法案特に憲法調査会法及び国防会議法に反対してその議会通過を阻止した。彼等は予算案そのものすら反対しており、また政府の提出した米国との協力関係の法案及び条約案例えば国家の死活に関する防衛関係法案は素より余剰農産物取極めの如きについても悉くこれに反対したのみならず機会あるごとに米国との協力政策を非難し、国際共産勢力が原動力たる動きは凡べてこれを支持するとともに中共と一層近密な関係に入るべきことを主張している。共産党の主張する統一戦線は日本の国際関係に関する限り既成の事実と云うべきである。共産左翼勢力はかくして日本が経済の面においても防衛の面においても独立を完成して将来に向つて再建することを阻止しもつて日本赤化の運動に没頭しているのである。

日本国民は断じてこの傾向を許してはならぬ。日本の民主主義勢力は以上の形勢に直面して共産勢力抑制のため結束を新にして国家再建の正道を前進することを決意しているのである。

反共勢力は日本が現におかれている自由陣営間の一員として米国と緊密なる協力の下に進む以外に途のないことを了解している。現日本政府が外交の基調を米国との協調に置いているのは正にその意味である。しかしながら不幸にして日本国民の少からざる部分が左翼運動のために甚だしく迷わされていることもまた事実である。政府としては国民を指導し迷夢を解き日本再建の途を拓き世界の自由諸国とともに民主自由思想の確立に貢献せんと堅く決意しておるのである。このため政府は保守勢力を結集しもつて日本再建の事業を完成せんことを期しているのである。それがため、政府の基本的政策として憲法の再検討自衛軍備の建設、自立経済の達成は一日も速かにその実現を期せねばならぬと考えているのである。

三、わが防衛努力

日米間の現在の共同防衛組織は当時の事情によつて日本が自衛のためにも武装兵力を有ち得ないという独立否認に等しい誤つた憲法解釈に立つて造られたために、全く不平等の関係に出来ている。即ち日本の防衛の責任は米軍の負担する処となりこれに要す

る経費の相当の部分を日本が分担することになつている。

国防問題に関する日米不平等の位置は日本が自衛能力を欠くことから来る処であつて素より米国の責任ではない。しかしこの点が日本の米国への隷属関係であるといつて左翼勢力の反米思想鼓吹の根源をなしているのである。わが政府は日米の友好協力を阻害することの不当なる事態を是非とも改めなければならないと考えている。

現日本政府は現行憲法の下に自衛軍を建設し得るとの見解に立つているので最近国会に法案を提出して国防会議を起しまず基礎的な国防計画を樹立せんとしたが、社会党を先頭とする左翼勢力の阻止する所となつて遂に議会を通過するに至らなかつた。国防会議法案が憲法改正調査会法案とともに不成立に終つたことは反共勢力の一大打撃であつた。しかし政府は八月初国会休会直後直に少数の関係閣僚より成る国防協議会の設定を行い直に国防計画の樹立を計つている。

目下検討中の防衛計画は次ぎの如きものである。

現状において日本が近代的陸軍、海軍及び空軍を含む均整のと

れた兵力を一時に築くことは困難である。日本のなし得ることは国土防衛のための地上軍備でありこれをもつて直接侵略に対する deterrent force となさんとするものである。この地上軍は現在の国際一般情勢より判断して大体十八万の陸軍であると判定されている。日本政府は現に日本の有する十五万の地上軍に今後毎年一万の兵力を増加して三年間に十八万の完全なる装備を有つ地上軍を建設せんと企図しているのである。わが地上軍はその増強に応じて現に日本に駐屯している米地上軍と漸次交代を始めるものと考えているこの交代は三カ年間に完成出来る計算をしている。

四、日米の新関係

日米協力がわが外交方針の主要にして不動の方針であることは前述のとおりであるが、われわれは米国政府の同意の下に従来とは違う一層有効なる方法を選びこの方針で進む意向である。われわれはまずもつて国民が共産左翼勢力に乗ぜられぬように努力する必要がある。

左翼勢力の最もその宣伝に利用しているのはいうまでもなく、日米共同防衛の点と日米の経済協力関係とである。彼らは、日本は米国の隷属国であつて完全なる独立国ではない、日本は米国の対ソ対中共の軍事基地となつておつて、日本人は米国の傭兵として使役されている、日本の経済は米国経済に対し従属的関係にあつて、独立性はなく、日本は米国の欲せざる国とは貿易をも禁ぜられている程である。これら左翼の主張は議会においても左翼議員により唱えられているが政府の国民啓蒙の努力にも拘らず今日の情勢においては宣伝としては極めて効果的であるのである。

われわれの画いている防衛に関する仕組は今日までの防衛方

式を根本的に改めることにより日米間の新な関係を創始するものである。即ち安保条約及び行政協定の如きは相互主義を基礎とする対等者間の同盟に置き換えられなければならぬと思うのである。現行の条約及び協定を廃して米華又は米比もしくは米韓間のそれと同様の形式の相互防衛条約に改めらるべきである。斯様にして始めて日本の地位は防衛に関する限り米国と対等のものに高められ国民の納得を得て、日米関係を破壊せんとする左翼関係の画策を封ずることとなるのである。よつてこの点に関して米国政府の早急なる同意が期待さるる次第である。もしこの期待が充たさるる場合には毎年行わるる防衛分担金に関する困難にして摩擦多き日米間の交渉をなくすることが出来るのみならず、社会党等左翼勢力の反米宣伝の重大なる材料を取り除き得る次第にて日米協力関係の緊密化に資する所が少くないと思われる。

三、戦犯問題及び領土問題

日米協力関係を緊密にするために双方の努力すべきことは防衛問題の外にも少くないと思われる。

特に一例を挙げれば所謂戦犯の釈放問題である。終戦後十年を経てわれわれは日米協力の緊密化を国策の基調としてこれを国民に説いている際なお多数の戦犯なるものが存在し、全国に散在するその家族が日常の生活にも苦しみ抜いている状態は到底日本国民の納得し得ざる所である。日米協力を友好的な心からのものたらしめるためには直ちに戦犯なるものをなくして彼等に自由の生活を与うべきであると信ずるのである。

又琉球諸島及び小笠原諸島に対する施政権が近い将来わが国に返還されることが、わが国民全体の強い念願であることは御承知のとおりであるが、米軍飛行場があると伝えられる硫黄島を除き、軍事施設のほとんどない小笠原諸島に対する施政権が返還されることは、日ソ交渉におけるわが国の領土返還要求に強力な支援を与えることとなると考える。この際の手始めの処置として尠くともわれわれのかねての要望に従つて小笠原諸島旧島民の帰島の実現方を希望する。

六 自立経済

日本が再建され自主独立を完成するためには経済上の自立を

得ることが必要であることはいうまでもない。年々約百万の人口増加率を有する敗戦後の日本が資源なき四つの島嶼に閉じ込められている以上、生活水準の低下なくしては到底経済生活を行うことは出来ない。ここに重大なる社会問題が伏在する。日本国民は共産破壊勢力と闘い国家の民主的再建を計るためには経済の安定が保たれねばならない。わが国のぜい弱な国家経済の安定を図るためにはインフレに対する凡ゆる手段を講じつつ生産を増大し外国貿易の伸張を図ることが不可欠の要件である。日本は経済上米国の好意に負う所が極めて多くこれに対して感謝の念を有するものであるが、更に日本は直接間接米国の経済上の支援に俟つものが多い。

国家の経済再建を達成するためには国民の努力と犠牲とが必要であることはいうまでもない。日本国民はこの努力と犠牲とを惜むものではない。現政府もまた経済六カ年計画を立案中であつてその実現に全精力を傾注する決心でいる。

自立経済の実現のために特に米国政府の注意を喚起したきことは外国貿易の方面である。日米貿易のバランス改善の問題が

重要である。この点に関しては日米両国の直接の貿易のみならず莫大な潜在力を包蔵する東南亜細亜の経済開発に関する日米の協力の問題をも検討する必要があると思う。

日本側の要請としては中共に対する貿易は今日は既に共産圏一般に対する貿易制限と同一程度に緩和するも民主自由陣営にとりて何等不利益でないと信ずるもので、米国政府の考慮を促す次第である。

余剰農産物協定は確かに日米両国にとつて利益を齎らすものである。日本は次年度も適当な条件でこれを受け入れたい所存である。その他米国民間資本の導入も日本経済の発展に資するものは歓迎する次第である。

結び

日本は今日国家として重大なる局面に遭遇している次第であつて、特に左翼分子と保守分子、言い換えれば共産主義と民主主義の対決の時期に入つていると判断せられる。その対決の勝敗の如何によつては政局の将来も危険に陥ることなきを保しない。

われわれ反共主義者は全力を挙げて保守勢力の結集を計り政局の安定を実現し自由なる民主主義国家として日本を再建し東亜における安定勢力として太平洋方面の平和に貢献したき決意を有している。われわれは飽くまで米国との協力関係をなし得る限り緊密ならしめ、これをもつて国策の不動の基調とすべきことを認識しておる次第である。

終りに私の米国訪問の使命は現政府の日本再建の責任達成のため日米両国政府の双互の理解を一層現実的ならしむるにある。更に亜細亜の安定保持に対する責任を果し日本国民の平和維持に対する悲願成就のため、日米両国国民の双互の親善友好関係を一層増進せしむる目的を有するものであることを確言するものである。

ダレス、ヂエネバ会議はソ連の唱道によつて開かれたと伝えられているがこれはソ連の従来の政策が成功した結果ではなくむしろ失敗の結果であり、ソ連のサイン・オブ・ウイークネスと見るべきである。ソ連は従来強硬政策によつて征服を試み大戦後東欧及び支那においてこの政策はある程度成功した。

しかしスターリンの死とともにこの政策の再検討が行われたが指導者間において意見の相異がありその対欧政策を樹立するに二年を要した。西独のナト加入問題がソ連の強硬政策にとつての最後の機会であり彼等はEDCを葬ることに成功したが自由諸国はその代りとして西欧同盟をつくることに成功した。右を最後としてソ連の外交政策に変化が現われ、その第一はオーストリ条約でありこの条約によつてソ連は一四年進駐したその軍隊を撤退することに始めて同意した。ついでソ連指導者ユーゴー訪問となつたがその際彼等はチトーに対し eat humble pie と述べ過去の非を謝した。この変化は極東にも影響を及ぼし中共が米国に対し北京に来ることをすすめ、そうすれば過去の非の償いをするであろうと誘いかけた。チトーがユーゴーと自由諸国との関係をルースにし

たことは賢明でないと自分は考える。ソ連が第三に行つたことは軍縮の提案で、第四はアデナウワーのモスコウ招待である。日本に対する国交調整の呼びかけも同じ流れに沿つた措置と考えられる。

これ等の措置は強硬外交政策が失敗した結果取られたものであり、ソ連内部の困難もその原因をなしていると考えられる。国民の生活を犠牲にして国家の目的のためにあらゆるものを搾取する政策は国民にとつて耐え難い結果を生ずるのみで国民自身が自分のための生産を増し生活水準を上げ得るように必要な手段を与えるのでなければ決して成功しないということは自分の確信である。

米国政府は現政権成立以来 long 時間 policy を執つて来た。ソ連は彼等の政策の欠点を認識し且近代兵器の生産競争を維持するための莫大な支出に耐え切れないことを悟つたものと考えられる。米国は現在の軍事力を維持するため年間四百億ドルの支出を行つているがこれをソ連の経済負担能力を基礎として計算すると千五百億ドル程度に相当しソ連として到底負担し得ない額となる。ソ連の軍縮提案において六十四万を削減すると述べているのはソ連自身の経済的必要から執ら

ざるを得ない措置であり、ソ連のいう如くジエネバ会議の結果右措置が可能になつたというのは虚構である。吾々自由諸国は斯の如きソ連の宣伝に迷わされてはならない。

ジエネバ会議はソ連の弱みの結果でありその結果としての緊張緩和（レスパイト）は吾々としてはプロビジョナルベイシスにおいてのみ受入れているものである。ソ連は冷戦の終了を叫んでいるが彼等はそのために必要な代償の全部を払つていない。自分はジエネバ会議は結末をつけるため計画されたものとは考えずむしろ事の始りと見るべきであろうと思う。会議の結果生れた気分が適当なプロセスにおいて具現されるならば1例えばドイツ統一あるいは東欧諸国における国民の自由意志の尊重等1誠に結構であるがそういう過程を辿らない限り緊張緩和は単なる表面的なものと考えざるを得ない。そのどちらであるかは現在開催中の国連軍縮委員会、ついで十月に予定されている外相会議で逐次明らかになつて来るであろう。

以上ヨーロッパ問題についてお話したがこれは自分が主として関心を持つた問題であるからであり、つぎに何人にも関心の深い

軍縮問題について自分の見解を述べたいと思う。ソ連の軍縮提案に対し米国としてはインスペクションとチェッキングがどの程度行われるかを明らかに承知するまでは右軍縮提案を考慮する用意はない。彼等のいうことをそのまま信頼するわけには行かない。米国政府の本問題に対する考え方はまずインスペクションとコントロールである。メイジャーウオーを防止する最も有効な方法は報復能力である。現在の米国はこの能力を有している。即ち原子力の分野における優越・同盟諸国との取極め、及びソ連周辺の基地群がこれである。（ここでダレス長官は立つて自ら地図について米軍事基地の配置を説明した。）

軍事専門家の全ては（チャーチルを含む）過去十年間メイジャーウオーを避け得たのはデタレントパワーにあることについて意見が一致した。

現在ソ連の原子兵力はこの報復能力を破壊するだけの力はない。彼等がこの力を持ち得るに到つた時はデタレントは消滅する。従つて吾々としてはこの報復能力を常に増強し続けて行くことが必要である。原爆の個数自体は決定的な要素ではなく問題は奇襲に

よつて彼等が吾等の報復能力を破壊し得るや否やに係つている。吾々としては斯る奇襲能力を保持しようと試みることはペイしないことを彼等に悟らしめるべきである。米国の主張するインスペクションは細部にわたることを必要としない。彼等の能力の規模即ち吾々の報復能力を破壊するに足るだけの力を有しているか否かを知るに足るものであれば充分である。ソ連がこの意味のインスペクションを受諾するか否かは興味のあるところである。つぎに原子兵器について一言する。原子兵器は当分保有を続けることとなろう。その生産を増加しそれによつてデタレントパワーを増加することとなろう。欧州において衝突が起つても自己の軍事力が破壊されない点において米国は有利な地位にあると考える。

原子力の利用を監督する方法を発見する可能性を原子核物理学が持つようになれば良いと思う。何故なれば平和的利用の原子力は何時でも軍事目的に替えられ得るからである。かかる有効なインスペクションが行われるようになれば軍縮も受諾し易くなる。何れにせよ、各国民が軍備競争を行うことはペイしないと悟るに到れば軍備のため莫大な金を支出することを止めるに至るであろ

ゥ。

アジヤ関係については吾々は中共は承認すべからず且国連における代表権を認むべからざるものと考えている。何故ならば中共のやり方はこれに価しないと信ずるからである。それは単に彼等が共産主義者であるということからでなく、その意味においてはユーゴーは共産国でありさらに米国はソ連「ポーランド」チェコとも外交関係を結んでおり且彼等は国連のメムバーである。中共は武力により政権を獲得したものであり、国際関係においても武力使用を是認しているからである。かかる中共の考え方は米国の利益と相容れない。中国の革命はソ連の革命に比し一層規模の大きいものであるのみならず隣接諸国に対してまで武力侵攻を行つた。即ち一九五〇年朝鮮に侵入しついでホーチンミンを助けさらに台湾を脅かすに至り台湾の武力進攻を公言している。この態度はソ連に比し一層 Ignatic なものと見るべきである。インドシナ動乱の際米国はもし東南アジア諸国が同調するならば干渉する用意があつた。しかるに英仏はこれを好まずまず休戦を実現した上で安全保障体制を造るべきことを主張した。戦争の危険が却つ

て良い結果を生ずる結果となりジエネバの休戦会談後一九五二年九月マニラ協定が成立するに至つた。この協定は当該地区における平和と秩序に図り難い寄与をなすものと信ずる。しかし中共がその鋒先を台湾に向けるに至つたので米国は国民政府との間に相互安全保障条約を結んだ次第である。台湾地域につき必要の際武力を行使することの承認を求めたのに対し米国議会は上下両院を通じて約六百人の内反対者僅かに六名という圧倒的多数をもつて右承認を与えた。当時自分は戦争のチャンスは五分五分と考えていたが議会が斯の如き全面的同意を与えたことは米国民の全面的な支持を示したものでありこの同意が得られず米国政府として立ち上り得ないという立場に置かれた場合は東南アジヤ地域における影響は憂慮すべきものがあると考えていた。

右に引続きバンドン会議が開催されたが同会議の裏面において自由主義陣営の各国が中共に対し武力行使の危険を力説した事実のあることは御承知かも知れない。

バンドン会議はこれ等諸国の態度を明らかにした点において有益であつたと考えるし他のアジア諸国の影響が如何に大であるかを示す結果となつた。その結果周恩来は米国と会談の用意ある旨

の声明を行つたが自分は台湾の将来を議する如何なる会談も国民政府の参加なくして行われるべきではないとの条件を付した上で周外相の提唱に応じた。米・中会談については色々の仲介者が現われたがその中のある者は必ずしも信頼を措き難く結局米国としては兎角直接会談を行うことが良いと考えてギェネバにおける大使会談となつたものである。この会談の討議題目は抑留シビリアンの送還問題であり、中共側はこれ等シビリアンをこれ以上抑留して置くことの得失を考慮しているものと考える。（重光大臣よりの抑留者の数を問われたのに対しダレス長官は四十一名である。その他若干の米人がいるがこれは反逆者であり自分は彼等の帰国を欲しないと述べた。）自分は武力行使を徹底的に排撃するものである。国内統一のためであつてもそれが国際紛争を惹起する可能性のある場合には武力による統一は試みらるべきではないと確信する。中共は朝鮮問題は朝鮮の国内問題であり又支那についてはケモイ・マツ及び台湾澎湖諸島は全て支那に属すると主張する。この主張に対しては先ずどちらの支那かとの言議論があり得るがもつと大事な事は分割が続く限り朝鮮、支那、ドイツ、ベトナムの各国において一方は常に他方が自分の領域であると主張することが出来、これに武力行使を認める場合は収拾がつかなくなる。韓国においても李大統領は韓国軍の北鮮軍にたいする優越を信じ武力進攻を主張しているが自分はこれに絶対反対の旨を明らかにしている。中共の態度に変化のあることを誰もが希望しているがその方法について意見が分かれている。あるものは先ず中共

を国連に入れれば行いを改めるであろうと考えるのに反し他の者は行いの改るのを見届けた上で国連代表権を認めるべきであると主張する。米国はこの後者を取るもので、国連は感化院ではない。国連は加盟各国が平和に寄与する能力を示す場所として作られたものであり国連憲章は誰にでも解放されたものではなく平和を愛好し憲章を履行し得るもののみに開かれている。前記中共に関する二つの議論の内第一のものは実は今となつては遅すぎるもので十年前憲章が討議された際に持ち出さるべきものであつた。特に安保理事会においては問題が重要で世界の平和維持の責任を持つている安保理事会においては理事国同志が責任を果し得ることについて相互の信頼が絶対に必要である。現在の中共を安保理事会に入れることは悪人を警察に入れる様なもので旨く行くはずがない。要するにアジヤにおける米国の政策は攻撃に対し戦い得る様に非共産主義諸国を助け且つ必要な経済援助を行い一方において中共の政策に変化をもたらす様出来る限りのインフルエンスを及ぼす点にある。バンドン会議は右政策の表われの一つであり、自由主義諸国が結束して固い立場を取つた実例である。

米国はアジヤにおいて大なる利害関係を有しているが、その一員ではない。日本はアジヤの国であり、偉大なる一員であり而もgreat asian power である。従つて日本が現在より以上のインフルエンスを持ち米国が現在よりも少いインフルエンスを持つ様になることがノーマルな姿である。米国の希望するところは日本によつてかかるノーマルなバランスオブパワーが造られることにある。吾々はアジヤにおいて斯る役割を演じ様とする野心はない。西太平洋地域に関する限り日本により斯るインフルエンスが及ぼされるに到れば吾々は幸福であろう。貴大臣にはつきり申し上げ得ることは吾々は一刻たりともアジヤにおける米国の地位をaggrandizeする気持が無いと言う事である。米国は米国自身として強大であり日本の邪魔になることは絶対にないであろう。日本はその偉大なポテンシャリティにより以前に影響を有する要素であるべきであつた。尤もこのインフルエンスは常に健全な方法で用いられなければならない事はもち論である。

重光　吾々は今長官の述べられたアジアにおける日本の義務を完遂する決心である。

ダレス　ソ連との平和交渉について御話を伺い得れば幸いである。

重光　交渉は大して進捗していない。（日ソ交渉の資料配布日英両文夫々別紙(二)(三)参照）

ダレス　領土問題が触れられているが桑港条約において千島、南樺太については極めて注意深く規定が設けられて居り、これ等の地域は条約に調印しない何れの国にも帰属することのない様に規定されている。

重光　これ等の地域は国際間の討議により帰属が決定されるべきものと考えている。

ダレス　終戦直後一九四五年九月ロンドンにおいて開かれた第一回外相会議の際の内輪話であるが抑留者送還の問題が議題となつたがソ連は全然興味を示さなかつた。ポツダム宣言の軍隊送還の規定は日本を降伏させるために置かれたものであり、日本が降伏した現在あの規定に煩わされる必要はないというのが彼等の議論であつた。（条約草案日本案及ソ連案各一部づつダレス長官に手交）

ダレス　自分の印象ではロンドン交渉において日本側は好くやつていると思う。ソ連との交渉についての自分の經驗を申上げれば小さな譲歩をいくら与えてもソ連からは何も得ることは出来ない。オストリー条約がその適例で小さな譲歩は全然効果なく成否は一に係つて彼等自身のメイジャーディシジョンにある。本年一月四日ベルリンにおいて自分は懸案の点を全て譲るから明日調印するかと提案したところソ連代表はあわてて新しい条件を持ち出して来た。よつて自分も右提案を撤回した事実がある。

重光　今度の日ソ交渉をどう思われるか。

ダレス　ソ連は真剣に条約締結を欲しているものと考える。従つて先方が譲歩するであろう。要は忍耐することであり譲歩することは決して得策ではない。東洋人独特の忍耐力をもつて臨めば今年或は来年には妥結するであろう。

重光　中心は領土問題である。

ダレス　ソ連は一旦獲得した領土は仲々譲らない。

重光　ソ連は軍艦の海峡通航を隣接諸国に限るべきことを提案している。これは日本を超えて太平洋に直接そのインフルエンスを

及ぼそうとする意図と考えられる。

ダレス　この際一つ御相談して置きたいのはコミュニケに関することでコミュニケ草案を最後の瞬間まで手を触れずに置いたのでは間に合わなくなるから双方とも同僚の手によつて準備を進めることとしたい。

右に御同意ならば自分の方はマクラーキンを指名するから貴方においても誰か指名して頂きたい。

重光　しからば吾方においては島を指名する。

重光　日本国民は国家再建のために固い決意をもつて臨み凡ゆる努力を行つている。自分は此大目的貫徹をより容易ならしめるために保守勢力すなわち建設的勢力が結集されることを望んでいる。この点について御質問があれば岸、河野両氏に御質ね願いたい。なお吾々は内外からの共産主義の脅威に対処するため非常な努力を払つている。内からの脅威に対しては経済六カ年計画及防衛計画の策定に努力中でありこれ等の計画の実現について貴長官の完全な御了解を得たいと思う。

ダレス　保守勢力の結集は非常に必要な事と考える。自分の印象で

は左翼の方が右翼よりも高度のデイシプリンを持つている様に見える。しかし国家非常の際には小異を捨てて大同に就く決心が必要であると思う。尤も日本の内政に干渉する積りは全然ないことは勿論である。

岸　重光大臣のヂエネラルステートメントに述べられたことは全保守勢力共通の意見であるが残念ながら現状においてはその実現を見ることは不可能である。吾々は全力を尽して国民にその必要性を認めさせ、そこに盛られた見解の下に結集する様努力している。

ダレス　日本政府との接触について感じたことを申上げれば、これは現政府のことではなく数年前までの事と御承知願いたい。政権にある者はその地位に止ることを主眼とし必ずしも国民全体の要望を代表していない場合があつた様に思われた。若し日本が強力な政府を持つにいたればこの傾向は変つて来るものと信ずる。どうも今までの遣り方は深く考えた方針に基づかず場当りにあれこれと少しづつ要求を持ちかけて来た嫌いがあつた。真に強い政府が作られた場合には日本側としても米国との交渉がやり易いことを発見されるであろう。

重光　吾々は御話しの様な強い政府を造ることに全力を上げる決心である。

以上をもつて会談を終り以下当日の会談に関する新聞発表を審議し午後五時二十分散会した。

別紙(3)

CONFIDENTIAL

August 29, 1955

JAPANESE-SOVIET NEGOTIATIONS

I. Our chief purpose in the Japanese-Soviet negotiations now in progress in London is to solve the issues that have arisen as a result of the war waged against Japan by the Soviet Union, and thereby to put an end to the abnormal situation between the two countries where a state of war has continued for the past ten years since the cessation of hostilities and, if possible, to conclude a peace treaty and normalize the relations between Japan and the Soviet Union.

The Japanese Government is thoroughly aware of the fundamental policies and aims of the Kremlin. In the current negotiations we are seeking first to let the Soviet Government take cognizance of our fundamental position and to obtain mutual confirmation of the principles of respect for territorial sovereignty, non-interference in the internal affairs of each other and the peaceful solution of all disputes. Setting forth the position of Japan relating to the territorial problem, the repatriation of Japanese internees, the problem of the North Pacific fisheries, the problem of trade and Japan's accession to the United Nations, we are carrying on

negotiations

negotiations with the greatest caution and persistence. It should be added that there is no intention on the part of the Japanese Government to modify in the slightest degree its policy of cooperation with the United States which constitutes the foundation of Japanese diplomacy.

At the very beginning of the negotiations, we handed an itemized summary of the above-mentioned aims of the Japanese Government to the Soviet side, which in turn submitted their views in the form of a draft treaty. More recently we also presented our draft of a peace treaty and the negotiations have now entered the stage of discussions on the basis of these two draft treaties.

[redacted]

The

The most difficult point at issue in the negotiations is, after all, the territorial question. On this question, we are [redacted] Although Japan renounced her territorial rights to the Kurile Islands as well as South Sakhalin under the San Francisco Peace Treaty, it is clear that the Soviet Union cannot invoke the said Treaty to claim territorial rights for herself to the Kurile Islands and South Sakhalin. [redacted]

II. The following is the gist of the stands which so far have been made known to each other by the two sides on the principal points at issue.

1. Repatriation Question.

Japanese nationals involved in the negotiations comprise 1,452 persons who are alive for certain at present and 11,190 persons who should still be alive according to information obtained up to the end of 1951. The Japanese side asked that notification be made of the particulars of the person and the present state of each of those still

alive.

alive, that facilities be provided for correspondence with these persons and that they promptly be sent back to Japan. As regards the dead, notification was requested of the personal particulars and circumstances of the death of each one.

The Soviet side was informed of the strong desire of the Japanese Government to have this question settled prior to entering into discussions on any questions related to the normalization of relations between the two countries. At practically every session, the Japanese side has raised this question and requested that necessary steps be taken by the Soviet side.

The reply of the Soviet side has been that the only persons still detained are 1,016 military personnel and 357 civilians, who are serving prison terms, and that steps would be taken to settle the question of their repatriation upon the signing of a peace treaty.

Later, however, at the session held on the 26th of last month, the Soviet side stated that steps had been taken through the Soviet Red Cross for the repatriation of 16 persons who had just completed their prison terms, and that a list containing the names of the 1,016 prisoners and 357 civilians who were still held in prison would be handed over to the Japanese side. The Soviet side also declared that, immediately after the signing of the proposed peace treaty, these

persons

persons would be given an amnesty by the Supreme Soviet and forthwith repatriated.

The Japanese side has continued to raise the repatriation question at every opportunity in subsequent sessions. Meanwhile, the Japanese Red Cross, which had contacted its Soviet counterpart on procedures for repatriation of the above-mentioned 16 persons, was notified on August 11 by the President of the Soviet Red Cross that it might be possible to ship back 10 additional persons.

2. Territorial Question

(1) [redacted]

(2) There is not a single international instrument which provides for the transfer of Japan's title to the Kuriles and/or South Sakhalin to the Soviet Union. As is evident from all international precedents, changes in territorial sovereignty must be prescribed by a peace treaty, stipulating the extent of the territory to be ceded, the date on which the cession is to take place, and the disposition of other matters related to the cession. The fact that Japan renounced all right and title to the above-mentioned areas under the San Francisco Peace Treaty does not warrant in anyway the claim to those areas by the Soviet Union which is not a party to that treaty.

(3)

(3) By virtue of the Instrument of Surrender, Japan accepted the Cairo Declaration and the Potsdam Proclamation, and, by accepting the Cairo Declaration, Japan accepted the provisions of the Atlantic Charter, but she had no knowledge whatever of the existence of the Yalta Agreement. Since Japan has accepted the provisions of the Atlantic Charter, which sets down the broad objectives of the recent war and is an expression of a fair and just policy, the final disposition of any Japanese territory should be made in accordance with the principles of that Charter. We feel that in the light of these principles, [redacted]

The above is our position on the question of territory, whereas the Soviet side, citing the Instrument of Surrender, the Potsdam Proclamation, the Yalta Agreement, SCAP Directive Number 1 and SCAP Directive Number 677, dated 29 January 1946, is taking the stand that [redacted] have already been settled under war-time and post-war treaties, agreements and international arrangements. [redacted]

[redacted]

The free navigation of merchant ships on the high seas and their innocent passage through foreign territorial waters are recognized by virtue of general international practice. [redacted]

[redacted]

4. Military Alliance

With regard to Article 2, Paragraph 2, of the Soviet draft, which concerns the prohibition of participation in any future coalition against the Soviet, the Japanese side explained that the Security Treaty was not directed against third countries, whereupon

the

the Soviet side stated that it was not calling for Japan's abrogation of treaties with third countries and that it had no intention whatever of demanding the cancellation of obligations assumed by Japan under treaties with third countries. The Soviet side also stated that, in view of the declaration of the Japanese Government to the effect that none of the treaties, including those of a military nature, which Japan has concluded with other countries is aimed at third countries, the Soviet side considered it possible that agreement would be reached on this question when the other provisions of the peace treaty were agreed upon.

5. Entry into the United Nations

The Japanese side expressed its desire that the question of Japan's entry be put to a separate vote, without being tied to such questions as the entry or the right of representation of other countries, and that the necessary vote in support of Japan be given by the Soviet Union.

To this, the Soviet side replied that it had exercised its veto power because of the discriminatory stand of the United States on the question of the admission of East European nations and that the Soviet draft, unlike the San Francisco Treaty, specifically provides in a separate article for the support of Japan's entry into the United Nations.

6. Non-Intervention in Internal Affairs.

Attaching special importance to this question, the Japanese side declared that it was necessary to have a special stipulation on this question, for instance, a stipulation such as Article 5 of the Convention of 1925 between Japan and the USSR.

To this, the Soviet side, citing the part of the preamble of the Soviet draft, which states that the contracting parties will conform to the aims and principles of the United Nations Charter, expressed the view that this sufficiently covered the question.

7. Cultural Agreement

The Japanese side stated that, since both countries were members of UNESCO and the purpose of the proposed treaty was to solve questions arising from the existence of a state of war, it would not be proper to have any stipulations on this question in the peace treaty.

Against this, the Soviet side, citing the Geneva Conference, is insisting that cultural agreements are of world-wide importance and that it is necessary to conclude a cultural agreement separately from the UNESCO arrangements.

8. Fisheries and Economic Matters

At the session of July 26, the Soviet side expressed its desire to decide only the general principles related to these

questions

questions in the course of the current negotiations and to leave the details to negotiations after the conclusion of a peace treaty.

To this, the Japanese side replied that, although it shared the view that the peace treaty should provide for general principles and the details be reserved for future talks, it was necessary to discuss the principles to be set forth in the peace treaty on these questions.

[redacted]

別紙(二)

日ソ交渉

昭和三十年八月二十九日

一、目下ロンドンにおいて進行中の日ソ交渉は、ソ連の対日参戦によつて発生した諸懸案を解決するとともに戦闘行為終止後なお十年間も続いている不自然な戦争状態を終結して国交を正常化するための平和条約を締結することを主眼とするものである。

日本政府はソ連政府の基本的政策及び目的は十分承知である。この交渉においては、わが方はまずソ連をして日本の根本的立場を認めしめ、領土に対する主権を尊重し、内政に介入せず、紛争は平和的に解決するという原則を相互的に確認せしめる方針をもつて臨み、また領土問題、抑留者引揚問題、北洋漁業問題、通商貿易問題、日本の国連加入問題等の懸案についても、日本の立場を主張し焦せらず慎重に交渉を進めている。而して日本は日本外交の基調である対米協調政策をいささかも変更する意図のないことをここに附言したい。

交渉開始初期わが方は前記交渉方針を項目に認めたものを先方に手交したところ先方はこれに対しその主張を条約案に認めたものをわが方に手交した。最近わが方もまたわが主張を条約案に認めたものを提示したので交渉はようやく彼我条約案の対照討議の域に進んだ。

[redacted]

交渉の難点は結局領土問題に帰するものである。この問題については我々は[redacted]

[redacted]日本は桑港平和条約により千島列島並びに南樺太に対する領土権を放棄したけれども、ソ連は右条約を理由として千島列島並びに南樺太に対して自らのために領土権を主張することが出来ないことは明白である。[redacted]

二、本件交渉における主要問題に関する今日迄の彼我の主張の要点は左のとおりである。

(一) 引揚問題

本交渉の対象となつている日本人は生存確実なるもの一、四五二人と一九五一年末までの資料により未だ生存している筈の一一、一九〇人である。我方は生存者については全部の氏名と現状の通報を求め、これらの者と通信の便宜供与を要求するとともに即時送還を要求し、死亡者については個人別

詳細及び死亡状況の通報を求めた。

この問題については日本政府としては国交正常化に関する一切の問題の論議に先だちこれを解決したい強い希望を有すると申し入れほとんど毎回の会談においてこの問題を提起してソ連の善処を要望している。

先方は、現在ソ連邦内には服役中の軍人一、〇一六人一般市民三五七人が残つているのみでありこれらのものの送還の問題は平和条約の調印の暁に措置されるであろうと答えた。

併し乍ら七月二十六日の会談において先方から目下刑期満了した十六名のものを送還するよう赤十字を通じて措置を講じた旨、また服役中の軍人捕虜一、〇一六人及び一般市民三五七人の名簿はおつて手交すべしと述べるとともに、これらのものについてはソ連最高会議が平和条約署名後直ちに特赦を行い送還すべき旨言明した。

わが方はじ後の会談においてあらゆる機会に抑留者送還問

題を提起している。なお右十六名送還の手続につき日本赤十字がソ連赤十字と打合せ中、八月十一日ソ連赤十字総裁から日赤に対し十六名のほか十名の軍人を送還しうる可能性ある旨通報越した。

(二) 領土問題

(1) [redacted]

(2) 千島列島及び或いは南樺太の問題はいかなる国際文書によつても日本の権利をソ連へ委譲することを規定されていない。領土主権の変更は、すべての国際先例が示すように平和条約によつて割譲領土の範囲、割譲の日付、又は割譲に伴う各種懸案の解決とともに規定されるべきものである。桑港平和条約により日本が千島、南樺太に対する権利権原を放棄したことは同条約の当事国でないソ連が右地域に対

する領土権を主張する理由にはならない。

(3) 日本は降伏文書を受諾したことによりカイロ宣言及びポツダム宣言を受諾し、かつカイロ宣言を受諾することにより、領土問題に関し同一の趣旨を掲げている大西洋憲章の内容をも受諾したが、ヤルタ協定は日本が存在を全然承知していなかつたものである。大西洋憲章は、今次戦争の大目的を表現した公明正大な政策の表示であり、日本はその内容を受諾しているもので、日本の領土の最終的処理はこの大原則に基いて行われなければならない。この大原則に照らして[redacted]

以上が領土問題に対する我方の立場であるが、これに対し先方は、[redacted]は、戦争中及び戦後の条約、協定、国際取極により解決済みの問題であると主張し、このような国際取極と

(三)

[redacted]

して、降伏文書、ポツダム宣言、ヤルタ協定、連合国最高司令官指令第一号、一九四六年一月二十九日付連合国総司令部覚書六七七号及び桑港平和条約を挙げている。

[redacted]

公海における商船の自由航行及び領海における無害航行は一般の国際慣例上認められており、

[redacted]

[redacted]

(四) 軍事同盟の問題

ソ連を対象とする同盟に加入することを禁ずるソ側条約案二条二項につきわが方より安保条約は第三国に向けられたものでない旨を説明したのに対し、先方は、ソ連は日本が第三国との条約を破棄することを要求しているものでもなく、また第三国との条約上の義務の解消を要求するごときつもりは全然ないと述べた。なおソ側は日本が他国と帝結している条約は軍事的性質のものをも含めいずれも第三国を対象とするものではないとの日本政府の言明を考慮し、平和条約の他の条項がまとまる時はこの問題についても合

意の成立ができると思うと述べている。

(五) 国連加入問題

わが方は、わが国の加盟問題は第三国の加盟、又は代表権問題等と結び付けることなく、単独の表決に付され、ソ連が日本を支持する必要な投票を行うよう希望した。

之に対し、ソ側は拒否権行使は米国が東欧諸国の加入に対して差別待遇をした結果であり、桑港平和条約とも異り、ソ側条約案は日本の加入支持を独立の条文とし明確に規定していると述べた。

(六) 内政不干渉問題

わが方は特にこれを重視し、特別の条項を置く必要性ありとし、たとえば一九二五年の日ソ基本条約第五条のごとき条項を置くことを希望した。

之に対し、ソ側はソ側案前文中に締結国は国連憲章の目

的及び諸原則に適合しなければならないことが規定してある部分を引用し、本問題はそれで十分カバーされているとの見解を述べた。

(七) 文化協定問題

わが方は日ソ両国はユネスコのメンバーであり、かつ本条約は戦争関係の存在より生じた諸懸案を解決することを目的とするものであつて、本条約で本問題に関し規定することは適当でないと述べた。

之に対しソ側はジュネーヴ会議を引用して文化協定は全世界的に重要性を持つものであり、ユネスコとは別に文化協定を結ぶことが必要であると主張している。

(八) 漁業問題及び経済問題

七月二十六日の会議において、先方は本問題については本交渉において原則的な点のみを取極め、細部は平和条約締結後の交渉にゆずりたい意向であると述べた。

之に対し、わが方より、本問題については平和条約において原則をうたい、後日細目の話合をなすことには同感であるが、いかなる原則を平和条約にうたうかについては検討を要すると答えた。

CONFIDENTIAL 14

CONFIDENTIAL 20

別紙(一)

GENERAL STATEMENT

August 29, 1955

1. Significance of the Geneva Conference

2. Communism in Japan

   (a) Its rising threat

   (b) Coping with the Red peril

3. Our Defense Efforts

4. New Relationship between Japan and the United States

5. War Criminals and Territorial Problems

6. Self-sustaining Economy

7. Conclusion

1. Significance of the Geneva Conference

It is certainly gratifying that the danger of nuclear war seems to have been eliminated, at least, for the immediate future, as a result of the Four-Power Conference at Geneva. But the struggle between the free and the fettered world in the arena of diplomacy is expected to continue with undiminished intensity. We are looking anxiously forward to the outcome of the Foreign Ministers' Conference scheduled for October in accordance with the directive issued by the Geneva Conference.

The discussion at Geneva centered mainly on the European theatre. There are, however, a number of urgent problems in the Orient, particularly in the Far East, which await solution. We hope that the United States will take due cognizance of the serious concern we are feeling about the disposition of these problems.

In fact, we solicit the American authorities to enlighten us fully on the policies, current and prospective, of the United States toward the Far East, especially Communist China, in order to furnish our Government with the data of vital importance for the formulation of our own policies.

The Communists seem to regard the Geneva Conference as a triumphant vindication of their peace offensive, believing

that

that a final victory is sure to be theirs if they adhere to their present "peaceful" policy and programs. For this purpose all Communist elements are being mobilized throughout the world. It seems that the Communist countries, which were obliged to recognize their inferiority in modern arms, are now trying to turn the tables by dint of peaceful maneuvers. This is, we believe, quite evident in the East Asiatic areas as elsewhere.

2. Communism in Japan

(a) Its rising threat.

We find it extremely difficult to deal effectively with our Communists under the Constitution promulgated under the occupation period. The abrogation of all laws relative to public peace and order has deprived us of the effective means of combatting subversive activities. The Communist elements who have subtly and secretly wormed their way into all segments of society -- political, social and cultural -- are building up a formidable strength.

By tying up covertly with the Socialist parties, the Communists have been exerting themselves with a view to preparing the ground for an eventual revolution. Seeing that the situation has turned in their favor as a result of the Communist

global

global peace offensive, the Japan Communist Party announced recently the conversion of their underground activities into a legitimate movement. The party has now emerged into the open to wage a determined battle for political hegemony. The Communists apparently feel that the time is ripe and are sharply alert for any chance to precipitate a revolution by consolidating their position in and out of the Diet through collusion with the Socialist and other left-wing factions.

It is true that the numerical strength of the Japan Communist Party in the Diet is at present practically nil. But it commands a wide influence over the nation, and the party appears to be quite confident of its own power. We expect that the Communists will desperately oppose the constitutional revision proposed by the Government. Indeed, this is a crucial and critical issue on which a decisive battle between the leftist and constructive forces will soon be joined. On the international front, the major Communist object is, we presume, the same in the East as in the West, namely, to eliminate American influence. Supported by Socialists, the Communists are concentrating their efforts on fomenting anti-Americanism and eradicating gradually the influence of the United States from Japan and East Asia. This is plain from the arguments advanced

by

by the leftist Parties in the Diet. They are thus making political capital out of our vulnerable situation.

(b) Coping with the Red peril.

The Communist Party, the Labor-Farmer Party and the Socialist Party (which holds one-third of the Diet seats) have joined forces in defeating the basic bills for national reconstruction, which include, among others, the Constitution Research Council Bill and the National Defense Council Bill. They are opposed to even the budget bill; they are opposed to all legislation designed to promote cooperation with the United States such as the bill on the agreement for the purchase of surplus farm products, not to speak of the vitally important bills relating to national defense. They attack the Government's policy of enhancing cooperation with the United States at every turn, while they support any move inspired by international Communism and advocate the alignment with Communist China. The "united front" of the leftists, as propounded by the Communist Party, is an accomplished fact where Japan's international relations are concerned. The Communist Party, in collusion with other leftist elements, is obstructing thus our efforts toward the fulfillment of the program of economic self-support and self-defense, and is vigorously intriguing in order

to

to seize an opportunity of starting a revolution.

We cannot permit such a situation to take its own course. The forces of democracy are resolved to unite in combatting the infernal forces of Communism and push forward on the high road toward national reconstruction. They fully realize that Japan's destiny commands her to march shoulder to shoulder with the United States. This is the very reason why full cooperation with the United States is the keynote of the foreign policy of our Government. Unfortunately, however, not a few of our people are grossly misled by extremist propaganda. It is the firm determination of the Government to cure these people of their delusion and torestore them to their senses, so that a reconstructed Japan may, together with other free nations, contribute to the cause of freedom and democracy. To that end, the Government is earnestly endeavoring to consolidate constructive forces and thereby lay the foundation for our national rehabilitation. Accordingly, the revision of the Constitution, the building-up of adequate defense forces and the establishment of a self-sustaining economy are among the basic aims of our policy.

3. Our Defense Efforts

The existing system of joint defense between Japan and the United States is based on inequality owing to a mistaken interpretation of our Constitution that we are not allowed to maintain armed forces even for the purpose of self-defense. It is this interpretation, tantamount to a denial of sovereignty, which has led to the present arrangement, under which the responsibility of our defense devolves mainly on the American forces, Japan bearing a substantial part of the required expenses.

This one-sided national defense arrangement is not the fault of the United States but the result of our own inability to defend ourselves. It should be noted, however, that this system of joint defense is being severely criticized as an evidence of our vassalage to the United States by the leftists who are intent upon stirring up anti-American feeling among the unthinking populace. Our Government feels that it is imperative to remedy the anomalous situation, which is extremely detrimental to the cause of our friendly cooperation.

Being convinced that the present Constitution admits of building self-defense forces, the Government submitted to the last session of the Diet a bill on the establishment of a

National

National Defense Council with the object of formulating a basic national defense plan. But the bill encountered stiff opposition from the leftists, led by the Socialist parties, and failed to pass. The defeat of the National Defense Council Bill together with the Constitution Research Council Bill certainly dealt a hard blow at the anti-Communist forces of the country. But immediately upon the adjournment of the Diet early in August, the Government set up within the Cabinet a committee on national defense, composed of a small number of the competent ministers of state to draw up a new national defense plan.

The general outline of the defense plan now under study is as follows: Under the existing circumstances it will be difficult for us to build a balanced combination of land, sea and air services at once. Efforts will be first concentrated on the construction of adequate land defense, which will serve as a deterrent against direct aggression. Judging from the current international situation in general, the strength of the ground forces is set at 180,000. We plan to increase the present army of 150,000 troops by 10,000 annually so that the building of fully equipped ground forces numbering 180,000 will be completed in three years. As our ground forces are so increased, they will progressively replace the American troops.

It

It is our calculation that the replacement may be accomplished in three years' time.

4. New Relationship between Japan and the United States.

As stated above, Japanese-American cooperation is the cardinal and constant aim of our foreign policy. With the concurrence of the United States Government we intend to pursue this policy in a manner different from and more effective than heretofore. We believe we must, first and above all, see to it that our people do not fall into the Communist trap.

The principal targets of Red propaganda are, needless to say, Japanese-American joint defense and Japanese-American economic cooperation. The Communists say: Japan is a vassal state of the United States and not an independent nation; Japan is a military base of the United States against the Soviet Union and Communist China and the Japanese people are employed as mercenary soldiers; Japanese economy is subservient to American interests, and is so devoid of independence that Japan is forbidden even from trading with countries the United States does not favor. These assertions shouted even from the Diet floor are apt to win acceptance under the existing circumstances, in

spite

spite of the endeavors of the Government for popular enlightenment.

The defense arrangements which we are envisaging will inaugurate a new relationship between Japan and the United States through a radical revision of the present defense formula. We submit that such arrangements as the Security Treaty and the Administrative Agreement should be replaced by an alliance of equals on the basis of mutuality. The existing Treaty and Agreement should be abrogated and a new arrangement made in the form of a mutual defense treaty such as those the United States has concluded with the Chinese Republic, the Philippines, and the Republic of Korea. It will elevate our status to an equal footing with the United States in so far as national defense is concerned. It will satisfy our people and take the wind out of the sails of leftist machinations bent upon destroying American-Japanese relations. We earnestly hope that the United States Government will give speedy approval to the above proposal. The plan, if carried out, will not only dispense with the knotty negotiations which must be repeated year after year with regard to our share in the defense expenditures, but will also deprive the Socialist parties and other leftist elements of a major butt of their vicious propaganda. No small contribution will thus

be

be made toward the promotion of closer cooperation between Japan and the United States.

5. War Criminals and Territorial Problems

There are not a few questions other than the defense problem which must be settled in the interest of closer cooperation between Japan and the United States.

The release of the so-called war criminals is a case in point. Despite the fact that ten years have elapsed since the end of the war and that we are emphasizing constantly the furtherance of co-operative relations between our two countries as the very keynote of our foreign policy, a number of war criminals are still held in prison, subjecting their families, scattered all over the country, to indescribable agonies. In the eyes of our people this situation does not stand to reason. We believe the war criminals should be given freedom forthwith for the sake of genuine and genial cooperation between our two peoples.

With respect to the Ryukyu and the Bonin Islands, it is, as is well known, the fervent desire of us all that the administrative right over them will be restored to Japan at an early date. Setting aside Iwojima where an American air base is

said

said to exist, the return of administrative rights over the Bonins, where there are practically no military establishments, will prove an effective gesture on the part of the United States in demonstrating its good will toward Japan. At least as an immediate initial step, we hope that the United States Government will permit the former inhabitants of the Bonins to return to their home islands in accordance with our long standing request.

6. Self-sustaining Economy

It goes without saying that political independence must be coupled with economic independence. So long as the population increases yearly at the present rate of one million and the poeple are crowded into four narrow islands, poor in resources, our people cannot subsist without lowering the standard of living. Herein lies the major cause of social unrest. As mentioned above, economic stability is essential to combat successfully the subversive activities of the Communists and establish a truly democratic Japan. In order to stabilize our precarious national economy, we must increase production and expand foreign trade while taking every precaution against inflation. We appreciate the aid extended by the United States

since

since the war and trust that we may count on further American assistance directly and indirectly in the economic field.

Needless to say, our people themselves are prepared to do their utmost to accomplish, by dint of hard work and austerity, the economic reconstruction of our country. For this purpose the Government is also determined upon the realization of the six-year economic plan which is now being elaborated.

For the sake of achieving a self-sustaining economy, we should particularly like to invite the attention of the United States Government to our foreign trade. Important is the problem of improving the trade balance between Japan and the United States. In this connection, we shall have to study also the great potentialities of Japanese-American cooperation with regard to the economic development of Southeast Asia.

We believe that restrictions on trade with Communist China may now be relaxed to the same degree as those on trade with the other Communist countries in general without detriment to the interests of the free world. We request, therefore, that the United States Government will take the matter up and give it favorable consideration.

The purchase of American surplus farm products is beneficial to both Japan and the United States. We would like

to

to make the purchase again next year on appropriate terms. We also welcome American private capital such as will help promote our economic viability.

7. Conclusion

Today Japan is confronted with a grave challenge. A showdown is imminent between the leftists and the conservatives, or rather, between Communism and Democracy. Our political future, we believe, will be decided largely by the outcome of this fateful showdown, which could spell disaster to the nation.

We, who oppose Communism, are firmly determined to stabilize the political situation through consolidation of the conservative forces in order to reconstruct Japan as a free democratic nation. We aspire to become, in name and in fact, a stabilizing power in East Asia. thereby contributing effectively to the peace of the Pacific. For that, we fully realize that the closest possible cooperation with the United States should ever remain the foundation of our national policies.

Let me state in conclusion that my mission in visiting the United States is to promote a more realistic understanding on the governmental level and to advance yet further the

friendly

friendly and fraternal cooperation between the peoples of Japan and the United States so that my country, true to the earnest solicitude of our people for peace, may fulfill its responsibilities toward the stabilization of Asia.

11/20

極秘

外務大臣国務長官会談メモ（第二回）

昭和三十年八月三十日

出席者次のとおり

日本側　重光大臣、河野大臣、岸民主党幹事長、井口大使、加瀬大使、松本官房副長官、千葉欧米局長

米国側　ダレス長官、ロバートソン国防次官、ラドフォード統合参謀会議々長、マーフィー国務次官代理、シーボルト国務次官補代理、グレー国防次官補

本会談においては防衛問題に関し、左記のとおり意見の交換が行われた。

重光　まず自分より防衛問題に関する自分の考えを披瀝する事としたい。（左記を朗読、英語原文別紙(一)参照）

「日本は直接間接の侵略に対する自己の防衛に対する責任を、次第に引受けることにより、一九五一年の安全保障条約前文に表明された米国の期待に応ずるよう常に努力してきた。さらに最近

に至りかかる方向に対する努力は一九五四年の相互防衛援助協定の締結に伴つて強化された。終戦後全く非武装化されたわが国はかくて一九五六年三月末には第一表に示す自衛力を保有しようとしている。

終戦後の経済上財政上のあらゆる困難に際して、相互防衛援助協定その他により米国から供与された軍事援助がなかつたならば、わが国の防衛力増強は不可能であつたであろう。われわれはこのような援助に深く深謝している。

しかしながらわれわれは上記の防衛力が充分でないことを認識している。われわれは現在防衛増強のために一九五五年日本会計年度に始る六カ年計画を策定中である。この計画によれば、陸上兵力は一九五八年日本会計年度末までに十八万人、海上兵力は三万四千名艦艇十二万三千九〇〇屯、航空兵力は航空機一千三百機、人員四万二千名に、一九六一年日本会計年度末までに増強されることとなつている。年次毎の増強の詳細は第二表のとおりである。

右の長期防衛計画の実現は日本経済の不断の発展並に米国からの引続く援助の如何によることはいうまでもない。

われわれはこの計画は、米国が陸上部隊を手始めとして米軍を日本から逐次撤退することを可能ならしめるものと信じている。若し米国政府が右の米軍撤退の意志を明らかにするならば、一般国民の心理上有益な影響を及ぼすであろう。それは日本の国土防衛は日本国民自身の責任であることの充分な認識を日本国民に喚起し、自衛のための軍備反対論者の論拠を除去しまた国防計画を推進する政府の努力を容易ならしめることと大であろう。

さらに六カ年計画案は、日本政府に莫大な財政負担を課すものであり、またこの計画により可能となる米陸上部隊の撤退は米軍が日本における物資役務の調達に必要とする円経費を減少せしめることにかんがみ、米国政府が行政協定により現在日本が負担している防衛分担金を実質的に削減し且つかかる分担金制度そのものを究極的に廃止することについて考慮を払うことを希望する。

われわれは現行の安全保障条約に代る新な防衛条約を締結することを目的として事態を再検討することが、両国の最高の利益に合致する時期が到来したものと考える。

安保条約調印の際は非武装化された日本は、集団安全保障機構

における平等の基礎を有するパートナーとして立つ地位になかつた。さらに当時の新憲法の解釈と財政的経済的困難の故に、日本政府は相互的基礎に立つ軍事的双務協定を締結することが不可能であつた。しかしながら今や日本は、現実にNATOまたはSEATOのある国の軍備を凌駕する軍事力を保有しておりまたそれは六カ年計画の上にさらに増強されようとしていることにかんがみ、現在の一方的安全保障条約に代る双互的基礎に立つ新防衛条約を両国間に締結する機運が熟していると考える。

かかる新条約は米国とオーストラリヤ、ニュージーランド、ヒリッピン、韓国、中国等との間に締結されている条約に倣い各締結国が西太平洋における他方の締結国の領土又はその行政管轄下にある地域に対する武力による攻撃は自国の平和と安全にとつて危険なものであることを認め、その憲法上の手続に従つて共通の危険に対応する行動をとることを宣言するという趣旨の相互防衛に関する規定を含むことができるであろう。」との基本的構想について貴方は同様に考えられるか否か承知したい。

ダレス　まず自分より一般的見解を述べた後ラドフォード議長をし

て具体的軍事問題についてコメントをしてもらうことにしたい。

日本の防衛力増強に応じて米軍を漸次撤退することが米国の政策である。米国はその軍隊特に地上兵力が不必要となり他のものに自衛軍で置き換えられるに至れば、日本に兵力を維持することは欲していない。在日米軍の減少に応じて分担金の削減も考慮する用意がある。

現行条約を新条約に置き換えることを考慮する時期は尚早ではないかと思う。実は新しい条約が受け入れられ支持を受けて実行され得るか如何かが未だ自分等には明確でない。

昨日大臣が共産主義の脅威に対抗する上の困難について述べられたことに、自分は強い印象を受けると同時に憂慮を抱いた次第である。大臣はステートメントで次のように述べられた。

共産党労農党社会党は国家再建のための基本的法案を葬るべく結集した。これらの法案は憲法調査会法案、国防会議法案を含み予算案にさえ反対した。彼等は米国との協力を促進することを目的とするあらゆる法案に反対した。

そこで自分は新な条約態勢を真に実行性のあるアレンヂメント

にするために必要な支持が得られるか否かについて疑をもたざるを得ない。昨日自分の得たピクチュアーの下において、安保条約による既存の関係を新な関係に移すことに躊躇せざるを得ない。われわれは現在の日米関係を多と(practical working arrangement)し不確定なものに移ることを欲しない。安保条約は日本の議会の大多数をもつて批准され合憲的基礎を有するものである。新条約が日本国会の承認を受け得るか否か即断出来ない。しかしこの問題は時間の問題と考える。自分は日本が安保条約の前文に述べられている防衛力の増強を自ら進んで実行することを希望する。自分は日本政府が今まで成して来たことを過少評価するものではない。自分は最初から安保条約は永久的なものではなく、時機が来れば新なコースがとられるよう注意して来た。日本が自衛の意志を固めるに従つて再考しなければならないと最初から考えていた。しかし今の所その時期は来ていないと思う。近い中にその時期が来るかもしれないが目下の所それは明確でない。非友好分子の防害が可能である現在の時期が、安保条約に変更を加えるべき時期であるか否か疑わしい。勿論何れは現在の情勢は変化するものと

考えている。自分の見る所現在の国会における反対分子は日米関係の破壊を目的としている。一旦日米関係が破壊されれば停止する所を知らないであろう。貴大臣と会談できる現状が寧ろ望ましいのであつて、新条約について真面目に交渉する時期ではないと思う。

重光　貴長官の述べられる所は直接侵略に関係していると思うが、直接侵略に対して現条約は有効であると思う。自分は間接侵略に対処することが、より困難であると考える。即ち共産党の宣伝に対抗することが困難である。現態勢では共産党の勢力を増大するばかりである。われわれは共産党に対抗して戦わんとするものであるが、そのためには武器が必要であり、自分はその武器を求めているのである。現態勢においては共産党に対抗する武器を失うであろう。われわれは現行の不完全な条約に代つて新しい武器を考えなければならない。これは相互防衛条約である。自分は一夜の中にこのような切換を行うとは考えていない。防衛問題を充分研究して相互的基礎に立つよりよい案を考え出したい。

ダレス　条約の更改は現条約の予想している条件が達成されたときに行うべきである。新条約の締結は、日本がより有効に自由諸国との協力に貢献し得る様になり又共産主義に充分対抗し得る程度に強力になり且つ国会の支持が確保される時期に行わるべきである。今ここで新条約に切換えることはかえつて共産党に乗ずる機会を与えることとなる。新条約となつても共産党の宣伝は変らな

いであろう。共産党は如何なる条約を結んでも、それが米国との協力である限りこれに反対し米国の隷属国家であると非難するであろう。共産党の戦術は条約の条項を変えること（legal refinement）によつて如何とも出来るものではない。

重光　自分は日本国民全体としての反応が重要であると考える。われわれは善良な国民を共産党の宣伝から守らなければならない。かれらの宣伝を骨抜きにしなければならない。あなた方は国民を啓発しろと言われるであろうが現態勢の下においては一般国民を啓発することは容易でない。

ダレス　共産党の宣伝は同様に行われるであろう。

重光　共産党の宣伝が成功しその危険が増大しこれを制約することが不可能となるであろう。この際われわれは共産党に対する有効な対抗策を講じなければならない。

ダレス　条約を代えなければ共産党に対抗出来ないと言うことであれば最悪の事態と言わざるを得ないが、自分はそうは考えない。日本が自己の力によつて強国となることをもつて共産党と戦うことが出来ると考える。米国は四十数カ国と条約を結んでいるが何

れの国においても共産党の攻撃を受けている。

重光　日米の関係は、米国と台湾、フィリピンの関係とは相違している。日本国民は何故日本が不平等でなければならないか了解しかねている。われわれは国民に対し日本が再び平等になつたと言うことが言いたいのである。

ダレス　共産党は何処の国でも同じことを言うに決つている。フランスにおいてもドイツにおいても条約の形式如何にかかわらずそれらの国が米国に隷属しているとの同じ議論を主張しているのが実情である。

重光　日本においては若干事情が違つている。仮令共産党が同じ戦術を用いてもその効果が他の国とは違つている。新しい条約を採用すればよりよく共産党の宣伝に対抗出来ると考える。現在の態勢では日本の立場はフィリピン台湾朝鮮と異つている。

ダレス　フィリピンとは軍事基地協定がある。日本もフィリピンと同様の協定を欲するのか。

重光　フィリピンと同様平等の基礎における条約を希望する。現在の安保条約は日本に自衛力のない時に出来たものである。然し今

は日本は自衛力を保有している。

ダレス　しかしその自衛力はアデクエートではない。従つて条約は充分な自衛力が出来た時に考慮すればよいではないか、例えば三年経つてから考えてもよいではないか。

重光　しかし共同防衛態勢は今から考えられると思う。

ダレス　現在の安保条約は暫定的なものであることに異存はない。問題は何時これを更改するかということである。貴大臣は共産党との関係から今直ちにこれを行う様述べられるが自分の共産党に対する長年の経験から見て、条約を改変することによつて共産党の宣伝が変つて来ると考えるのはイリュージョンと考える。自分は条約を今直ちに更改するという議論にはインプレスされない。日本が充分自衛力を有するに至つた時期に条約の更改を計ることには同情的である。自分は日本の現情において野党の妨害が可能である程強力であることは憂慮に耐えない。

重光　自分は将来条約を作るために今から研究することを提案しているに過ぎない。自分は一夜にして条約が代えられるとは思つていない。

ダレス　条約更改の基礎となるべき条件を今から創り出す様努力すべきである。

重光　現在の安保条約態勢において自衛力増強を行うことはわれわれの義務であり必ず実行したい。しかし同時に安保条約態勢を再編成することを提案しているのであつて、それには時間を要するので今から検討を始めるのがよいと思う。

防衛増強計画完遂には三年又はそれ以上を要するが極力努力している。一方新たな基本的構想の下に条約の態勢を改善することを検討する時期が来ていると考える。貴長官が条約更改の時期が来たことに同意されないことには失望を禁じ得ない。将来の改善のために協力願いたい。

ダレス　日本の防衛力を増強する問題について話をしたい。この問題についてはラドフォード議長の意見を言わせて貰えば有益であると思う。

条約の準備は一日でも出来ると思う。必要な準備は日本自体において日本国民の支持の下になさるべきである。問題は如何にして真に自衛力を有する軍隊を作る意志を創り上げるかということ

である。

重光　その時期を早めたいと思つているのである。

ダレス　それは結構なことである。

ラドフォード　貴方の六カ年計画についてコメントいたしたい。但し政治問題に触れた場合は私の個人的意見と考えて頂きたい。

この計画は日本の安全保障のためには充分でないと考える。これは米国の援助への依存を前提としている。在日米軍の半分は後方補給部隊即ちテクニシャンのグループである。戦斗部隊は撤退出来るとしても日本側の計画には補給部隊の各種施設を運営する人員が含まれていない。日本の制服の人には必要性を承知しているが問題はかれらが充分な計画を立案することを許されていないことに存する。要するに未だ米軍と全面的に交替するには不充分である。米国としては軍事的立場からも兵員を本国に帰還せしめることを希望しているが、そうすることは現状においては未だ危険である。後方補給部隊は海空軍についても同様であり撤退を約束することは出来ない。

要するに戦斗部隊は別として補給部隊を増強すべきである。補

給部隊を維持する能力はNATOやSEATO諸国に比し、日本の方が大であると考える。日本は産業的にも経済的にもこれらの国に比し強大である。日本の計画は控え目に過ぎるので未だ撤退は出来ない。今撤退出来るということはオネストでもなければ良心的でもない。

しかし自衛力の増強に応じて兵力削減を現に計画しているとを申し上げたい。過去においても日本の増強より早い速度で米軍を削減して来た。しかし戦斗部隊と補給部隊は区別しなければならない。又陸軍の補給部隊は海空特に空軍の補給の主力を担当している。又空軍施設の防空も陸軍が担当している。現在約七万の陸軍中約半分が補給部隊である。結論として日本の計画は均衡がとれていない。(not well rounded)

重光　日本が補給部隊をも整備することについては協議し得ると思う。現在まで行われている協議には満足していないのか。

ラドフォード　協議は行われているが満足していない。

重光　協議がより満足なものになる様努力したい。

ロバートソン　日本の自衛力の規模、補給部隊の整備等につき日米共同委員会を作れば有益であると考える。米国側としては在日大使極東軍司令官を代表としたい。委員会は最高レヴェルのものとする事が有益であると考える。

重光　この様な委員会は政府レヴェルのものでない方が上いと考える。

ロバートソン　しからば日本側は誰を代表に考えられているか。

重光　防衛当局者が適当と考える。又協議は政府を拘束するものでなく単に勧告を行う諮問機関とすれば有益であると思う。

ロバートソン　日本側でメンバーを決め次第協議は始められると思う。

重光　しかり、委員会は同時に条約について検討しては如何

ロバートソン　主として防衛上の条件について協議するもので条約

そのものについては考えてはいないが条約について話合う時期を早めることになると思う。

重光　しからば条約は在日大使と話合う事が出来ると思う。

ロバートソン　しかり但し時期を待たねばならない。

グレー　国防省は飛行場拡張問題について心配している。日本側が計画に同意したことはエンカレッヂングであるが色々反対運動のある事はディスカレッヂングである。

重光　自分はこの様な反対を抑える方策を立てるために米国に来ているのである。

グレー　飛行場拡張の必要性についてもつと国民に説明を行い、行政協定の義務に止らず日本の防衛上必要であることを一層強調する必要がある。反対運動には対策が必要であるが米国側で出来得る事は援助したい。

重光　米国は反対運動に対して警察力を使う事を望んでいるか。

グレー　説得が望ましいと考える。

重光　戦後治安維持に必要な法令は撤廃され取締のために新な立法が必要であるが、社会党が反対するので殆んど不可能である。

政治力が必要である。我々はもつと背後の力を固める必要がある。武器が必要である。この武器は自分の提案する防衛の新機構である。「共産党に対抗するには力が必要である。

ロバートソン　この様な問題についても協議出来ると思う。グレー氏は一般国民が充分理解していないと思うので国民に対する啓発を望んでいる。

重光　国民は政府の言う事に耳をかさない。警察力を用いねばならぬがこの事は左翼の乗ずる所となる。しかし飛行場拡張は約束したことであり政府は必要により強権を使用する決意である。反対は強大であるが genuine ではない。共産党に対抗するために武器を求めたい。現在の方式では事態は悪化しなくとも改善はされないであろう。

ダレス　共同委員会はこの様な問題の解決にも役立つと考える。条約の問題は準備が出来た後協議すればよいと思う。

重光　現在の方式をそのまま維持しようという考えでは共同委員会も困難となる。

ダレス　「共産党に対抗することが条約更改の唯一の理由であるなら

ば失礼を顧みずそれは全く誤り totally wrong であると申し上げたい。共産党は集団保障機構に入つている国に対しても同様のことを云い、各国の孤立化をねらつている。相互防衛取極によつて保護されている国のみが安全である。共産党の宣伝に対抗する唯一の途は、マグサイサイ・アデナウアーの如く米国と進んで協力し、米国が自由陣営の指導勢力であり米国の援助を受けこれを誇りとすることを国民に知らせることであると考える。米国の重要性を否ということは駄目である。もとより何時の日か条約の更改が実現することを望んでいる。提案された条約の下において、日本は本当に米国を援助することが出来るのか。未だ日本は相互防衛の能力がない。日本は国内の態勢を立て直さなければならない。私は昨日の大臣の話を聞いて憂慮している。

重光　長官は私の云わんとする所を諒解されていない。

ダレス　否、よく諒解している。米国は何処でも同じ経験をしている。「米国に支配 (dominate) されている」「アメリカンゴーホーム」と云われている。我々が全部本国に引上げ安全保障がなくなれば共産側が侵入して来るであろう。自由諸国は夫々単独では

自衛する能力はない。問題の解決は共同(partnership)にある。各国が共通の目的に貢献することにある。かくして始めて事態は改善される。

重光　日本は自主的立場において協力せんとするものである。共産党は日本が米国に利用されていると宣伝している。

ダレス　彼等は何処でも同じ事を云つている。

重光　現在のままでは日本国民は独立を完成していないと考えている。

ダレス　今日完全に独立な国はない。すべて相互依存関係(inter-dependence)に立つている。日本国民も相互依存関係を容認しなければならない。しからざれば孤立して次は本当に独立を失うであろう。

重光　現条約の立前は日本が自衛力をもたず米国に対して分担金のみを払うこととなつている。従つて国民はこの様な事態の下では真の独立国家ではないと考えている。

ダレス　日本の防衛力増強米軍の削減に応じて分担金を減額することは米国として容認出来る。

重光　日本の自衛力は既に組織されている。日本が既に自衛力を有することに応じて現在の機構を改めるべきであると考える。

ダレス　自衛力が完備し憲法が改正されれば始めて新事態ということができる。現憲法下において相互防衛条約が可能であるか。

重光　しかり。日本は自らを守ることが出来る。

ダレス　日本は米国を守ることが出来るか。たとえばグワムが攻撃された場合はどうか。

重光　その様な場合は協議をすればよい。

ダレス　自分は日本の憲法は日本自体を守るためにのみ防衛力を保持出来るというのがその最も広い解釈だと考えていた。

重光　しかり。自衛が目的でなければならないが兵力の使用につき協議出来る。

ダレス　憲法がこれを許さなければ意味がないと思うが如何。

重光　自衛である限り協議が出来るとの我々の解釈である。

ダレス　それは全く新しい話である。日本が協議に依つて海外出兵出来ると云う事は知らなかつた。

重光　米国の場合協議を要するか。

ダレス　奨しない。

重光　日本は海外出兵についても自衛である限り協議することは出来る。日本がこれを承認するか否かは別である貴方においては同意されないが日本は既に防衛力を有し又これを更に増強することについて協議する用意がある。我々は日本の立場について考慮が払われることを期待する。貴方と対等の立場になる事について考慮されたい。現条約は対等でなく米国に依存している。われわれの希望は平等の立場で米国とパートナーとなる事である。貴長官は未だ時期でないと云われるが昨日の会談で述べているとおり自衛力の完遂に邁進する決意である。防衛問題に関する共同委員会の提案をも受諾する用意がある。

ダレス　我々は共通の考え方を共同コミュニケにおいて何とか表現出来ると思う。

重光　我々は平等を欲する。

ダレス　自分は安保条約が半独立を規定したと云う解釈には同意出来ない。条約は常に主権を制限するものであるが、この事は従属性を意味するものではない。勿論平等ではない。完全な平等は不可能である。日本が米国の防衛に当り得る時期が来る迄は真の平等とゆう事はないであろう。

重光　諸国の関係は理論上平等でなければならない。

ダレス　日本は完全な主権国である点において何れの国にも劣らない。不平等の取扱を受けていると考えるのは誤りである。

重光　安保条約のもとでは平等の取扱を受けていない。毎年分担金の交渉をしなければならない。

ダレス　それは甚だ遺憾である。何とかそれは避けねばならない。しかしNATO諸国においては毎年十二月各国の寄与すべき兵力について交渉をしているのが実情である。これは相互安全保障にはつきものである。これ等の交渉をより自動的に融和的に行う様したいものである。NATO諸国との交渉は矢張り不愉快なものである。しかしこの交渉を全然なくしてしまう事は出来ない。

ラドフォード　元より日本の防衛増強に応じて分担金は削減しなけ

ればならない。共同委員会で協議することが適当と考える。

重光　この委員会を通じ分担金計算の基礎になる資料として在日米軍に関する情報が欲しい。

ダレス　それは委員会を通じ話合う事が出来ると思う。

重光　今迄の長官のお話を伺いその意図する所を recapitulate するとこんなものになると思うが如何。

第一に、貴長官は新防衛条約を直ちに締結することは時期尚早であると云われたが、自分は原則論としては、貴長官も同意されたものと了解する。

第二に、他方日本の国内情勢上、相互的基礎に立つ米国との新防衛条約に基く防衛機構の樹立が不可欠である。

第三に、以上に鑑み、自分は日本の防衛力が国防の為適切と見られる規模に到達し次第に、現行安保条約に代るべき新な相互防衛条約の準備の為の、作業を直ちに開始することを提案する。

第四に、この様な作業は通常の外交々渉を通じて継続されるものとする。

ダレス　書き物で検討したい（注、之は改めて書き物とせず事務当

局で相談の上合意の趣旨をコムユニケに盛り込むこととした。）

岸　ダレス長官が現在の安保条約は暫定的なもので適当な時期には更改すると云われた事に感謝する。外務大臣の言われる共産党の脅威に対し対抗する為の根本対策は国民生活経済生活の安定が第一と考える。その為には強力な安定政権が必要なのであつて我々は今真剣に保守合同に努力している。これが完成すれば経済計画を有力に推進することが出来、経済力の増進に応じて自衛力の増強も可能となる。真の対共産党対策は政治勢力の結集である。それによつて経済安定対共産党手段も可能となつて来る。従つてこの事が出来る事態となれば当然米軍の撤退並びに現在の条約の改正も現実の問題として可能となつて来る。

共同委員会を通して充分意見を交換し我方の考え方を実現したいと考えるので米国側の了解を求め従来と変らぬ助力を望み度い。

ダレス　私は日本が世界の強国としての地位につくことを期待している。この為に米国は努力して来た。そうでなければ援助もせず安保条約の締結、ガット加入の援助もなさなかつたであろう。これはすべて米国が日本が再び強国として正当な地位に復帰すること

とを望んでいるからである。しかし米国に反対の立場をとることが当面の問題を解決する唯一の道であるとの考え方には憂慮を禁じ得ない。そういう事はないと自分は信ずる。

米国はかつて日本が強国として復帰することを邪魔したとはない。今日日本の事態が困難であることはわかるが、この事態は遠からず変化し、日本は日本自体のためでなく他国の為にも力を尽し得る日の到来する事を期待する。我々は引上げたい。台湾からも引上げたい。唯今日はそれが出来ない。その日が早く来る事を望んでいる。日本が世界の主要国となることを望んでいるが米国に背を向けてはそれは出来ないと思う。日本は共産主義者にこびてはいけない。我々は感謝されたいと思つてはいない。

重光　我々は共産主義者を喜ばせる考えは毛頭ない。我々は彼等と斗わんとするものであつてそのためにこそ条約の更改を求めているのである。

当日のプレスレリース（別紙二参照）について打合せ午后五時半散会

第一表

昭和三十一年三月末における自衛隊兵力

一、陸上自衛隊

(イ)自衛官人員　一五〇、〇〇〇

(ロ)編成

方面隊司令部	二
管区隊	六
戦斗団	二

二、海上自衛隊

(イ)自衛官人員　二〇、三八八

(ロ)船艇

種類	数量
DD	四
DE	五
PF	一八
パトロール・クラフト	一六
SS	一

AMS	一三
MSB	三
ML	一
CL	一
LSSL	五〇
MS	四四
旧駆逐艦梨	一
FS	二
合計	一五九
総屯数	七五、二〇〇屯

(六)航空機

種類	数量
P2V	二四
AD	二二
P5M	八
S55	五
PV2	一七

JRB	四	
BELL	三	
合計	八三	
三 航空自衛隊		
(イ) 自衛官人員	一一、五〇〇	
(ロ) 航空機		
種類	数量	
F86F	五四	
C46	一六	
計	七〇	
T34	一二三	
T6	一五六	
T33	六八	
計	三四七	
総計	四一七	
(ハ) レーダー		
人員	二、三五〇	

第二表

防衛力整備計画防衛庁試案

区分＼年度		29	30	31	32	33	34	35	36
陸上自衛隊	制服	13万	15万	16万	17万	18万			18万　管区隊6　機甲隊4
	一般職員	1万	1.2万	1.3万	1.4万	1.5万			1.5万
	予備自衛官	0.15万	0.5万	0.8万	1.1万	1.4万	1.7万	2万	2万
海上自衛隊	年度末就航予定艦艇	66,990屯	75,200屯	81,000屯	84,650屯	89,750屯	95,770屯	108,980屯	123900屯 警備艦艇　約6、6万屯 掃海等　約2、2万屯 潜水艦　約0、3万屯 補給　約1、3万屯
	航空機含ヘリコプター( )	42 (9)	83 (8)	121 (9)	139 (13)	155 (17)	167 (17)	179 (17)	179機内ヘリコプター17機 人員計　約3、4万
航空自衛隊	実用機	16	70	166	332	516	684	777	777　戦斗機隊27(F86F21)(F86D 6) 偵察機隊 3 輸送機隊 3
	練習機	183	347	439	474	498	616	516	516　初級130 基本156 ヂエット 230 レーダー基地 4,600人 要地防空4大隊2,400人 人員計　約4、2万

備考　本計画は次の米国援助が与えられることを前提としている。

1、陸上自衛隊の装備品甲類
(イ) 増員のための初度装備分
(ロ) 更新分（漸次国産化する）
(ハ) 補修用部品（漸次国産化する）

2、海、空自衛隊の航空機
但しF86F、T－33Aの生産に関する日本負担部分を逐次増加する

3、海上自衛隊新造艦艇の搭載武器

4、各自衛隊の訓練用弾薬

別紙(二)

(新聞発表)

重光外務大臣とその一行は本日午后三時国務省において、ダレス国務長官、ロバートソン国防次官その他と会談した。

本会談は現在行われている会談の第二回目である。本日の会談は主として、防衛と安全保障の各種問題についての友好的意見交換に関係するものであり、両国の防衛関係より生ずる多数の問題に亘った。

別
添
(一)

CONFIDENTIAL

August 29, 1955

The Defense Problem

1. Japan has always endeavored to live up to the expectation of the United States, as expressed in the Preamble of the Security Treaty of 1951, by assuming increasingly the responsibility for its own defense against direct and indirect aggression. More recently her efforts in this direction have been intensified following the conclusion of the Mutual Defense Assistance Agreement of 1954. Our nation, which was totally demilitarized after the war, is thus going to have self-defense forces listed in Table I, by the end of March 1956.

2. In the face of all the post-war economic and financial difficulties, the build-up of national defense would have been impossible but for American military assistance under the Mutual Defense Assistance Agreement and other forms of assistance provided by the United States, for which we are profoundly grateful.

3. We recognize, however, the inadequacy of the above-mentioned defense power. We are now working on a six-year plan for its augmentation, starting from the Japanese fiscal year 1955. Under this plan, the land forces will be increased so as

2 to

to bring up the total to 180,000 by the end of JFY 1958; the sea forces to 34,000 men and vessels totalling 123,900 tons; and the air forces to 1,300 planes and 42,000 men by the end of JFY 1961. The details of the above increase by year are enumerated in Table II.

Needless to say, the realization of this long-range defense program will depend upon uninterrupted development of Japanese economy as well as continued assistance from the United States.

4. We believe that this program will render it possible for the United States to withdraw gradually its armed forces from Japan, starting with land forces. If the American Government will announce its intention to do so, it will produce a salutary effect on the public psychology. It will awaken the Japanese people to full realization that the defense of their country is a responsibility of their own. It will take the edge off the arguments of the opponents of self-defense armament. It will greatly facilitate the task of the Government to push its national defense program.

It is also desired that the United States Government give consideration to a substantial reduction of the monetary defense contribution which Japan now bears under the Administrative Agreement and an eventual abolition of the monetary contribution system itself in view of the fact that the proposed six-year plan will impose a huge financial burden on the Japanese

Government,

Government, and the envisaged withdrawal of United States land forces made possible thereby will reduce the yen expenditure of the United States forces required for the procurement of goods and services in Japan.

5. We feel that the time has come when it would be for the best interest of the two countries to review the situation with the object of concluding a new defense treaty which will replace the existing Security Treaty.

At the time of the signing of the Security Treaty, unarmed Japan was not in a position to stand as a partner on equal footing in a collective security system. Moreover, the then prevailing interpretation of her new Constitution, as well as her financial and economic conditions, have made it impossible for the Japanese Government to conclude a bilateral agreement of military nature on a mutual basis. Now that Japan currently possesses armed forces which exceed those of some member countries of NATO or SEATO, and which are to be expanded under the proposed six-year plan, it would seem that the time is ripe for the conclusion of a new defense treaty between the two countries on a mutual basis which will take the place of the present one-sided Security Treaty.

This new treaty might be patterned after those of the treaties signed by the United States with Australia, New Zealand, The Philippines, Korea, China and others, and include provisions concerning mutual defense to the effect that each Party will recognize that an armed attack in the West Pacific Area directed against the territories, or the areas under the administrative jurisdiction, of the other would be dangerous to its own peace and safety, and declare that it would act to meet the common danger in accordance with its constitutional processes.

Table I.

Strength of the Self-Defense Forces
As of the End of March, 1956

1. Ground Self-Defense Force.

a. Number of Uniformed Personnel 150,000.

b. Organization.

2 Corps Headquarters

6 Regions (Divisions)

2 Mobile Combat Teams (Regimental Combat Team).

2. Maritime Self-Defense Force.

a. Number of Uniformed Personnel 20,388.

b. Naval Vessels.

Type	Number
DD	4
DE	5
PF	18
Patrol Craft	16
SS	1
AMS	13
MSB	3
ML	1
CL	1
LSSL	50
MS	44
Old Japanese Destroyer	1
FS	2
Total	159
Total Tonnage	75,200 tons

e. Aircraft

Type	Number
P2V	24
AD (TBM)	22
P5M (PBY)	8
S55	5
PV2	17
JRB (JRF)	4
Bell	3
Total	83

3. Air Self-Defense Force.

a. Number of Uniformed Personnel 11,500

b. Aircraft

Type	Number
F85F	54
G46	16
Total	70
T34	123
T6 (SNJ)	156
T33	68
Total	347
Grand Total	417

c. Radar

Number of personnel 2,350

Table II.

SIX-YEAR DEFENSE PLAN PREPARED BY THE NATIONAL DEFENSE AGENCY

Classification \ Year		1954	1955	1956	1957
Ground Self-Defense Forces	Uniformed	130,000	150,000	160,000	170,000
	Civilians	10,000	12,000	13,000	14,000
	Reserves	1,500	5,000	8,000	11,000
Maritime Self-Defense Forces	Vessels	ton 66,990	ton 75,200	ton 81,000	ton 84,650
	Aircraft (Including helicopters)	42 (9)	83 (8)	121 (9)	139 (13)
Air Self-Defense Forces	Combat Planes	16	70	166	332
	Training Planes	183	347	439	474

Remarks: This plan has been made on the assumption that the following assistance will be given by the United States of America.

1. Hard-items of the Ground Self-Defense Forces.

   (a) Initial Equipments for the increase of personnel.
   (b) Replacements (to be gradually replaced by domestic production)
   (c) Repair Parts (to be gradually replaced by domestic production)

2. Aircraft of Maritime and Air Self-Defense Forces, provided Japan's share of expenses in the production of F86F and T-33A will be gradually increased.

3. The carrying arms of newly-built vessels of Maritime Self-Defense Forces.

4. Ammunition for training of each Self-Defense Force.

Table II (continued)

SIX-YEAR DEFENSE PLAN PREPARED BY THE NATIONAL DEFENSE AGENCY

Classification \ Year		1958	1959	1960	1961		
Ground Self-Defense Forces	Uniformed	180,000			180,000	Regions (Divisions)	6
						Mobile Combat Teams	4
	Civilians	15,000			15,000		
	Reserves	14,000	17,000	20,000	20,000		
Maritime Self-Defense Forces	Vessels	ton 89,750	ton 95,770	ton 108,980	ton 123,900	DD, DE etc.	ton 86,000
						Mine-Sweepers, etc.	22,000
						Submarines	3,000
						Supporting Vessels	13,000
	Aircraft (Including helicopters)	155 (17)	167 (17)	179 (17)	179	planes including Total of Personnel	17 helicopters 34,000

Air Self-Defense Forces	Combat Planes	516	684	777	777	Fighter Squadrons 27 (F86F 21)(F86D 6)
						Reconnaissance Squadrons 3
						Transport Squadrons 3
	Training Planes	498	516	516	516	Primary 130
						Basic 156
						Jet 230
						Radar Bases 4,600 (Number of personnel)
						Anti-aircraft Artillery battallions (4) 2,400 (Number of personnel)
						Total of Personnel 42,000

14/20

極秘

62

重光大臣、国務長官会談メモ（第三回）

昭和三十年八月三十一日

出席者第一回双方出席者に、日本側湯川、千葉両局長、米側ホリスターICA長官が加わつた。

当日の会談においては経済問題、戦犯釈放問題、琉球小笠原問題並びに共同声明について討議が行われた。討議の状況左のとおり。

重光　まず経済問題について自分の考えを申し述べたい。（左記を朗読、英語原文別紙(一)参照）

「まず米国市場に対する貿易の促進について述べたい。貿易の拡大こそは日本が自立経済を達成するための最も重要なる要件である。

日本の米国に対する輸出総額は戦後如何なる年においても三億弗を超えたことがないのに、日本の米国からの輸入は年々七、八億弗に達している。かくて日米貿易における日本の赤字は年々約五億弗であり、これが世界貿易における日本の赤字の主たる部分を構成している。

日本のガット加入は日本の貿易尻の改善に貢献すると期待さ

れている。米国が右加入実現につき助力してくれたことについては深く多とするものである。

日本の努力に拘らず、米国以外の国々に対する日本の輸出は、東南アジア諸国における限られたる購買力及び中共に対する厳重な輸出統制等を見るとき、たといガット加入後といえども、前述の貿易尻の赤字を補う程充分に増加するとは考えられない。また仮りにこれ等地域に対する日本の輸出が著しく増大したとしても、それだけではポンドその他の通貨の交換性がないということから、日本の慢性的ドル不足を解決はしないだろう。

更に今まで日本の貿易尻の赤字を補うのに役立つて来た特需によるドル収入も、顕著に減少しつつある。

従つて米国市場に対する輸出増進を通じて、日本の貿易尻を改善するとは、日本経済にとり目下の急務である。

日本には一つで大きくまとまつている様な輸出品目はほとんどなく、米国に対する輸出品は種々雑多の細々した品目から成り立つている。小企業によつて生産加工されるこれら商品は米国以外には大きな輸出市場をもたないのである。これ等商品に対する国

内市場も亦非常に限られている。かくしてこれ等小企業の多くはほとんど全くといつてよい位、米国市場に依存しているといつてよい訳である。

日本は米国に対する輸出増進のために、企業の近代化と取引方法の改善を通じてコストの切下げに努めており、また輸出商品のデザインと品質の向上にも努力している。政府はまた米国企業と不必要な摩擦を惹起せぬ様、且つ不公正な貿易慣行を抑止する様あらゆる努力を傾倒して来ている。しかしながら、米国では日本からの輸入を削減するため関税引上げや輸入割当を設くべしとの要求が、関係企業から屢々提起されている。今までは幸にして米国政府の公正且つ友好的態度のおかげで、関税引上も輸入割当も実現したことはない。しかし日本からの輸入制限を要求するとの様な動きは関係日本企業にとり常に悩みの種であり、それがため長期にわたる生産や輸出の計画を樹立して実行することを困難ならしめている。

それが故に、日本の希望するところは、米国政府が関税引上や数量的輸入制限等を採らず、かくして日本商品にもつと安定した

市場を与える様注意深い考慮を払つて頂きたい。ということである。他面反ダンピング法やその他日本からの輸入に影響をもつ米国法律の諸条項の適用に当つては、慎重を旨とし、又それらが日本の通常輸出を不当に阻害せざる上う修正されることを希望する。

次は東南アジアにおける米国との経済協力についての我方の期待について考慮を願いたい。

東南アジア諸国における資本形成の比率は著しく低く、個人当り収入のレヴェルは中南米上りも低い。これ等諸国の輸出は若干の原料品に依存しており、従つて朝鮮事変終了後右主要輸出品の値下りのため、その外貨ポジションは悪化した。

こういう無理な経済状態は同地域における共産党の浸潤に恰好の機会を与えるものであり、近接した中共における急速なる経済建設が東南アジアの諸国民に極めてアトラクティヴなものに見えることも明らかである。

同地域における共産党の脅威に有効に対処するためには、この地域の経済開発を促進し、住民の生活水準を向上するための努力を至急強化することが肝要である。このことは若し自由諸国特に

米国が、同地域に対する経済援助供与につき積極的に協力するならば不可能のことではない。

日本はこうしたことを念頭において昨年十月コロンボ・プランに参加した。日本は資金に乏しいが、資本財と技術援助とを供与することにより同プランの参加国と協力するつもりであり、そうすることにより日本との地域との貿易を拡大することをも望んでいる。

今や東南アジアのために一億ドルの大統領基金も設けられたことであるし、この地域の経済開発計画が、出来る限り早く実施に移されることが望ましい。これに関連し、日本は同地域における基礎産業を樹立するために必要な資本財と技術とを供給する地位にある。

日本政府はまた、米国政府が同地域の技術援助計画を促進するために、右の基金から日本に技術訓練のセンターズを設置することを考慮されんことを希望する。

防衛援助並びに直接事業援助を含めて東南アジアに割当てられている十二億一千万ドルを越ゆる米国援助資金に関しては、この

資金が域外買付と地域内貿易の増進のため使用されることが望ましい。

東南アジアのための米国援助資金が多辺的に使用されることは、日本と同地域との相互の経済関係を増進するのに貢献するという見地から望ましい。しかし日本の立場からは、右多辺的使用が日本との地域との通常の貿易関係に不利益に使用しないようにすることが絶対的に必要である。

次に中共貿易についての我方立場を申述べれば、支那大陸は日本の伝統的市場であつたが、中共政権下においては事態は変つている。日本は自由諸国の一員として中共貿易に厳重な統制を行つており、他方中共は消費財の輸入を極端に制限するとともにソ連及び東欧諸国に強く依存し始めている。

若し上述のような国際情勢でなかつたならば日本は鉄鉱石や粘結炭や大豆や塩のような日本経済に不可欠の原料を、戦前におけるが如く日本からの輸出の見返りに主として支那大陸から輸入し、そうすれば現在慢性的ドル不足に悩んでいる日本経済はもつと良い方に進んでいたかも知れない。

日本は対共産諸国向け戦略物資の輸出に関する幾多の国際約束を絶えず忠実に遵守してきている。しかしながら対東欧ソ連圏の統制と対中共の統制との間における隔差は、昨年夏前者に大幅の緩和がなされた結果現在では対東欧ソ連圏には輸出可能で対中共向けには輸出禁止となっている品目が二九〇品目もあるという程大きくなっている。

我々は、右両地域の地理的近接と緊密な政治依存関係に鑑み、戦略物資統制が充分実効的であるためには、対東欧向と同程度の統制が中共に対して行わるべきであることを固く信ずるものである。

更に説明すれば、若し東欧ソ連圏が対中共禁輸リスト物資を自国諸国から輸入し中共に流すとか、或いは東欧ソ連圏が自由諸国から自由に輸入する結果同種物資で自国で生産されるものを中共に輸出するということが行われれば、中共に対する戦略物資の輸出統制は実効性を失う訳である。それが故に、日本政府は、輸出禁止措置に関しては、これら両地域を一つの且つ同じブロックと

して考え現在の対中共統制は出来る限り早い時期に対欧ソ連圏に適用されている統制と同じレベルまで調整せらるべきことを希望する。

成程、中共政権下にある支那大陸との貿易量は、右の程度の貿易統制緩和があつたからとて大したことは期待されない。しかし海外市場の開拓に躍起となつている日本経済にとつては仮令小さい貿易の増加でも大きい意味を持ち得ることを看過すべきでない。

更に附言すべきことは、上述の程度の緩和は単に輿論に副うこととなるのみならず、対中共貿易に対して一層強い統制をしていることを反米政治宣伝の具として利用せんとしている諸政党にその機会を奪うこととなるということである。

更に旧日本委任統治南洋群島における日本企業の再開について申し上げる。

日本政府は米国政府に対して、日本の事業会社が戦前日本委任統治下にあつた南洋群島で従事していた事業活動を再開したいとの熱望について、好意的考慮を払うよう要次にわたつて要求してきた。

本件に付米国政府より好意的回答に接しないので、日本人による経済活動の全面的再開の第一歩として、米国政府が日本漁船に対し漁業基地として、南洋における一、二の島港を供与して欲しいとの提案もなされ、この提案が具体化した場合日本漁業にもたらすであろう経済的利益の詳細の見積が参考として国務省に提出されている。

これら日本政府の要求が米国政府によつて同意される前に、本問題が米国政府に与うる諸困難、特に本地域における米国海軍の戦略的考慮より生ずる困難は充分に理解されるところである。

しかしながら、全体の計画は本件事業活動の再開が直面せねば

ならない如何なる戦略的且つ技術的要求にも、容易に調整せられ得るものであり、また右活動を計画しつつある日本企業は米国当局により彼等に課せらるることあるべき必要な制限もしくは条件に充分応ずる用意があるものと信ぜられる。その上もしこれら諸企業が彼等の計画を実施することを認められるならば、過去における、これら未開発島嶼における経済活動の広汎な経験とともに本地域における社会的、経済的条件に関する豊富な経験をもつて、島民の生活水準の向上と全体の福祉に貢献すべしとの確信がある。

上述の理由により、米国政府が日本政府のこの反復されている要求に好意的考慮を払われ、かくて自立経済のため奮闘している日本国民に対し更に一層の事業と雇傭の機会が与えられ、同時に日本漁業が日本近海で直面している諸困難が軽減されることについて、切に依頼したい。

以上について米国政府が何等かの措置をとることを希望する。

ダレス　東南アジア経済問題についてはあとでホリスター国際協力局長官よりコメントがあろう。われわれは過剰の人口と資源の欠乏との故に日本が直面している経済的困難をよく認識している。われわれは日本政府が日本商品が外国市場にフラッドしないように自制措置を採つていることを認める。若しも諸君が外国市場においてリーズナブルの分前を持つことで満足されるならば a right である。若しそれ以上を欲するときは異議を持つこととなろうがある程度自国の産業を保護せねばならぬからである。Reasonable access to U.S. markets で満足しそれ以上ダレスしないことが良いと思う。

こういう意味で自分は日本が自制措置を執られつつあることを喜ぶ、また自制措置については反トラスト法もまた考慮に入れられねばならない。またわれわれは日本がガットと良好な関係を持つように助け、日本のガット正式加入に関しては大いに努力し (tried hard) 成功した。なおそのための関税交渉についても他の諸国をリードして来た。日本のガット加入によつて各地における市場が日本に開かれることを期待している。われわれはアジア

における諸国に資本を供与しその経済発展を図るため色々の措置を講じようとしているが日本に機会を与えるよう取計われることを望んでいる。またわれわれは米国も一役買つて日本が資本的援助を行うような一つの地域的計画に従事したい (We would like to engage in a single regional program under which Japan will make loan assistance, with the U.S. having the part of it.)

。文化関係の支出計画にもこのようなことが取り入れられよう。日米間の貿易の赤字は主に米軍隊の落す金でオフセットされて来た。この金は漸次減るとはいえなお considerable である。朝鮮の戦争が止んだので特需発注の減少したことは事実であるがこの戦争の再発は望まないところであるからこの種の援助は今後期待できまい。

日本は遅まきながら austerity measure を採つている。三年前自分が訪日したときは奢侈品が多く何でも東京で買うことが出来紐育以上に感じた位であつた。朝鮮事変に上つて得られた幸運をこのように消費するのはぜいぜい沢なことと思つた。

austerity の政策が執られたので貿易のバランスが取れるこ

とになるであろう。日米間の片貿易は止む得ないことと思われるが貿易外収入で補うことが出来ると思う。英国の例を採ればドルの貿易収支の不利なることは日本と同様であるがこの不利を貿易外収支で補つている。

貴大臣は中共貿易の問題を提起された。自分はこの問題は経済的というよりもむしろ心理的要素 (psycological factor) を持つものと感じている。日本にとり支那は決して大きな市場ではなかつた。朝鮮と満洲と含めて始めて大であつたと言える。支那本国との貿易はそこに政治権力を樹立してからである。支那は貧しい地域である。諸君は支那から戦略物資以外価値のあるものを入手出来ないがその戦略物資についても輸出の余力はない。大規模の貿易を行う基礎はない。自分は禁輸リストの改訂より諸君が果して多くを期待し得るやを疑う。実害が少いなら改訂をして差支なかろうとの意見もあろう。成程東欧ソ連圏に対する輸出統制は昨年ある程度緩和された。しかし中共については中共政府が自由諸国に対しもつと友好的態度を示すに至らない限りリストの変更は容易でない。ジュネーヴにおける会談は productive でない。

タイミングもまた考えねばならない。一方的に緩和することは望ましくない。リストの改訂は日本にとり政治的利益はあつても大きい経済的利益をもたらすものではない。この点の利害得失を考えなければならない。将来ある程度の改訂は必然的であるがその時期はまだ来ていないと考える。中共に対しては moral satisfaction を与えない方が良く、日本も中共の事態には関心を有するので米国に協力されることを希望する。

ホリスター　東南アジア開発の大統領基金は二、三週間前にコングレス協賛を得たが、まだ完全に具体化された計画はない。それは三年計画であるので周到な研究を要する。われわれはそれは regional matter として取扱い、その利益を出来るだけ多くの国々に均霑させたいと思つている。若し日本側でこれについてサゼスチョンがあるならば、それをもらつて他の東南アジア諸国のプランと一緒に役立たせるよう研究して見たい。

ダレス　南洋群島の問題は主として国防省 (security) の問題である。御要望の次第は国防省に移ちようしその後において国防省で何か意見の変更があるかどうかと照会することとしよう。

重光　東南アジアとの経済協力について、何か情報があれば伺いたい。

ダレス　日本は東南アジアに対してその売込みを増加しつつあるか。

重光　増加しつつある。

ダレス　嘗て米国はインドシナに対する援助をドルの形でフランスに与え、フランスはそれを地方通貨でインドシナに送り、これによつてフランスの対インドシナ貿易の助長を計つていたが、最近になりフランスを経由せず直接現地にドル援助をすることにしたこのことは日本と東南アジアとの貿易を一層促進することになると思つている。

重光　東南アジア開発計画は全体として有益である。

ホリスター　日本と東南アジアとの貿易はどの位か。

湯川　一九五四年の統計では日本から東南アジアに対する輸出は四億八千万ドル即ち日本総輸出の三二パーセントであり、輸入は三億八千万ドル即ち日本総輸入の約二〇パーセントである。

ホリスター　一昨年と比べて余程増大しているか。

湯川　少しは殖えているが大体において一昨年と同様である。

ダレス　仏印への援助を直接ドルですることに切り換えたのは本年に入つてからのことであるし貿易増大の効果の現われるのも暫く時がかかろう。

重光　現在の増加の傾向を助長したい。貴国務長官は対中共貿易統制の緩和は今なお時期尚早と考えられるか。

ダレス　そのとおり。対東欧ソ連圏向統制と対中共向統制との隔差二九〇品目中特に日本として重要な品目があるか。

湯川　例えば亜鉛鉄板の如きものがそれである。

ダレス　日本側のエキスパートをして日本が特に興味を有する品目を提出させられるならば、米国側の専門家にその戦略的価値を研究させ、果して禁輸解除して差支えないものかどうか研究させてもよい。

ホリスター　希望品目についてメモランダムを用意されては如何。

重光　在ワシントン大使館を通じてメモランダムを提出することとしたい。

（ここでダレス国務長官は五時に英仏両国大使と会う約束があるからとて共同ステートメントに討議を移すことを申出たが重光大臣は案件の二つを残すに過ぎないと述べたので議事の順序は変えなかつた

里光　次に戦犯釈放問題について申し上げたい。（左記を朗読）（英語原文別紙(二)参照）

戦後既に十年を経過し日米間に緊密で親和的な関係を保つことがわが国策の基調となつておるにもかかわらずいわゆる戦争犯罪の科で相当数の日本人が未だ収監され、その家族は家の支柱を失つて非常な苦しみを嘗めさせられている実情である。

この事態はわが国民にとり納得し難いところである。和協の平和は十年前結ばれたにもかかわらず戦争のそう痍は拭い去られていない。日本国民は再武装を慫慂されるが未だ日本国民としての誇りを傷けるこの堪え難い汚点は残されている。能う限りの処置を講じて日米両国民の積極的にして実際的なる共同関係を強固にする時期が到来しておる。然るにもかかわらず未だにこれらいわゆる戦犯（注）が牢獄に繋がれている事実は心理的に日本国民がこれら処置を支持することを困難にしている。過激分子はこれを利用して反米運動を誘発し、日米間の紐帯を弱からしめんとしている。政府の政策に対する国民の支持を得んとすれば、われわれの頭上に蔽いかぶさるこの暗雲を払い除くことが緊要である。こ

の障碍を除去することの重要性はいくら強調しても強調し過ぎることはない。

これ故にわれわれは米国が上述の事態を完全に了解して米国の管轄の下で未だに拘束されているこれら日本人の全員を釈放するため早期に処置を講じ、もつて米国と一層の協力を為さんとするわが国策の遂行を容易ならしめんことを要請する。

なお米国の好意的処置は他の関係国を誘つて同様の処置を取るよう仕向けるものと信ぜられる。その場合日本は米国の処置を一層深く感謝することとなるであろう。今こそ米国がその好意と寛大の精神を生かす絶好の時期である。

注　総人数五七七名の内米国の管轄下にある者は二一〇名で総人数の三六パーセントに当る。

これは自分のパーソナル、アピールである。

ダレス　既に御存知の事と思うが、今日二十二名の戦犯者の釈放が発表されるはずである。これは少くとも貴大臣の御希望の第一歩である。

（ダレス長官リスト掲載の公表文を渡し大臣これを一読す。）

重光　感謝す。（ grateful ）、更に審査を継続せられんことをアピールしたい。

ダレス　戦犯者問題は非常に困難な問題である。貴大臣も同意されると思うが今なお抑留されている人達は極悪な罪（ grievous crime ）を犯している。これ等につき如何にすれば公平（ justly ）に処置出来るか悩んでいる。釈放プログラムを研究中である。戦犯問題のため日本に惹起されている反米感情に言及せられたが若し戦犯者の spectacular blanket release を行うならば、米国の在郷軍人会等が動いて米国人の間において強い反日感情を惹起することも考慮せねばならぬ。日米間の友好関係は必要ではあるが、戦犯者釈放によりて生ずべき反日感情をミニマイズすることが必要である。日本に対する苦い戦争の記憶をよみがえらせることは策を得たものではない。こうした見地から今包括的なパロールは約束出来ない。併し米国民が公平と考える限度内において且つ反日感情を誘発しない限度内で釈放の方向に進んでいる。自分は戦犯者の問題を絶えず考えているし大統領もそうである。

なおそのほか七名の国際犯罪（ international crime ）の戦犯

者がある。これらの釈放措置は一国だけでは執れないが、われわれは本件をも考慮するよう他の関係国と話をつけつつあり（We have an arrangement with the other countries concerned to consider them also.）近い将来において七名の釈放が得られることと思う。

重光　貴大臣の執られつつある措置について深く感謝する。

重光　琉球、小笠原問題について申し上げる。（左記を朗読）（英語原文別紙（）参照）

大きな重要性を有する問題の一つは、平和条約第三条に言及された琉球、小笠原その他の諸島の日本復帰の問題である。米国がこれ等諸島を早期に日本行政に復帰せしめることは、日本国民全体の燃烈な希望である。

これ等の諸島の日本の行政への復帰は島民の長い熱望を満足せしめるばかりでなく、特に漁業分野における日本経済に寄与するであろうことは附言するまでもないところである。

日本政府が前記の諸島に対する潜在主権を保有し又それ等諸島島民は日本国民であるとの見解に米国政府が同意している事を確認される事を切に希望する。それは日本国民の抱いている懸念を

除去し又左翼勢力の本問題に対する好ましからざる煽動を封ずるであろう。ダレス氏は一九五一年九月五日桑港における平和会議の米国代表の資格において、日本が琉球諸島に対する潜在主権を保有すると言明された事が想起される。

特に琉球諸島に関しては、米国政府当局が島民の利益と安寧に充分の考慮を払われることを希望する。日本政府は、軍事目的の為に必要な土地の取得が、関係者に出来る限り不平の種を与えない様行われるならば、これ等の諸島においてのみならず日本本土においても、より好ましい雰囲気が生み出されるであろう。

軍事施設のほとんどない小笠原諸島に関しては、行政権の返還が極めて強く希望される。又その事は米国の善意の有効な象徴となるであろう。若し直ちにとられる第一次的手段として、これ等諸島の旧島民の故郷への帰還を許す手段がとられ得るならば、日米関係を改善する大なる前進がなされるであろう。彼等島民は故郷から離れて生計を維持することを余儀なくされ、非常な困難に遭遇しつつある。日本政府は彼等の救済の為に、東京都とともに一九五四年日本会計年度に三千七百万円を支払つた。一九五五年

日本会計年度には、国会の決議に従つて、日本政府単独で彼等島民救済の為に一億円までの支払をすることとなつている。斯る事情であるから、島民が帰島を許されない為に蒙つた損失について提起された請求権について米国政府が同情ある考慮を払うことを希望する。

ダレス　オブザーヴェーションとしては、米国政府が現在の時期に
おいては琉球及び小笠原のステータスの変更に考慮を払う用意が
きことを明白にするより他はない。日本側の希望に応じ条約起草
の際西南諸島の範囲を北緯二十九度以南とした。またその後奄美
大島を返した。今これ以上のことは出来ない。またその用意もな
い。これら地域に米国は多額の経費をつぎ込んでおり、自分とし
てはこの時期に本問題を取り上げ agitation を行うことは共通の
利益でないと考える。

Residual Sovereignty の件についてはサンフランシスコの会議
で述べたことに背反するようなことはしない。

国籍問題については何か述べられたことがあるかどうか自分は
知らないが法律専門家に研究させ、後に日本政府に通報するまで
自分の立場を留保する (I reserve my position until the matter is studied
by the legal experts and will later be advised to the Japanese Government.)
。小笠原諸島につ
いては問題の所在をよく知らないのでコメントを控えたい。国防
当局は反対していることを申上げる。

何人位 involve されているのか。

重光　約七千人が involve されている。軍事施設のある硫黄島は暫らく別としてその他の島についてはどうか。

ダレス　自分の記憶では海軍関係が軍事上の理由から強く反対している。(My recollection is that defence people have valid security reason for objecting it.)

以上で会談を終了し共同声明案の審議に入り、若干字句等の修正を行い、琉球、小笠原諸島に関する節を削除した上これを午後六時に公表することに合意した。(共同声明英文並びに日本文訳夫々別紙(四)(五)のとおり)(時刻午後五時十五分)

別紙(一)

CONFIDENTIAL

August 29, 1955

SELF-SUSTAINING ECONOMY

— Some Factors Relating to its Establishment —

1. Trade Promotion to the U.S. Market

2. Economic Cooperation with Southeast Asia

3. China Trade

1. TRADE PROMOTION TO THE U.S. MARKET

The expansion of trade is the most important requirement for Japan to attain a self-supporting economy.

While the total value of Japan's exports to the U.S.A. has never exceeded 300 million dollars in any postwar year, her imports therefrom amount to 700 - 800 million dollars every year. Thus, the deficit of Japan's trade with the U.S.A. approximates 500 million dollars annually, which accounts for the major part of her deficit in world trade.

Japan's participation in GATT is expected to contribute to the improvement of her trade balance. The assistance rendered by the U.S.A. in obtaining Japan's accession thereto is deeply appreciated.

Notwithstanding Japan's strenuous efforts, her exports to countries other than the U.S.A. are not expected to increase sufficiently to cover the above-mentioned deficit even after Japan's accession to GATT, in view of the limited purchasing power of the Southeast Asian countries and the tight export control against Communist China. Even if Japan's exports to these areas were substantially increased, it would not solve Japan's chronic dollar shortage because of the inconvertibility of pound sterling and other currencies.

Furthermore, the dollar receipts from the "Special Procurements", which have heretofore served to offset Japan's

trade

trade deficit, are considerably decreasing.

Therefore, the improvement of Japan's trade balance through export promotion to the U.S. market is now the most urgent problem for the Japanese economy.

Japan has few major export items and her exports to the United States are composed of a wide variety of minor items. Most of these, which are produced or processed by small enterprises, have no large export market other than the U.S.A. The domestic market for such products is also often very limited. Thus, many of these industries are almost entirely dependent upon the U.S. market.

In order to promote Japan's exports to the U.S., Japan is making utmost efforts to lower the cost of production through modernization of industries and improvement in marketing methods, as well as to improve both the design and quality of export commodities. The Government is also taking every possible step in order to eliminate unnecessary friction with U.S, industries and to prevent unfair trade practices.

In the U.S.A., however, requests for curtailment of imports from Japan by means of tariff raise or import quota are often made by the industries concerned. Thanks to the fair and friendly attitude of the U.S. Government toward the

problems

problems, neither tariff increase nor import quotas have so far been put into effect. Nevertheless, such movements, calling for restrictions on imports from Japan, are always embarrassing to the Japanese industries concerned, which find it difficult to set up and carry out a long term production and export program.

Therefore, it is Japan's earnest desire that the U.S. Government will give most careful consideration not to undertake any tariff increase or quantitative import restrictions and in this way furnish Japanese products with a more stabilized U.S. market. It is also desired that the provisions of the Anti-Dumping Act and such other U.S. legislation as may have effect on imports from Japan, be applied with the utmost circumspection, or be modified in such way so as not to unduly disturb Japan's normal exports.

2. ECONOMIC COOPERATION WITH SOUTHEAST ASIA

The rate of capital formation in the Southeast Asian countries is extremely low and the level of income per capita is below that in the Central and South American countries. Their exports are dependent on a few primary products and therefore their foreign exchange position has deteriorated owing to drop in prices of their major export items since the end of the Korean hostilities.

These straitened economic circumstances provide an excellent opportunity for Communist infiltration into the area, and it is evident, also, that the fast build-up of economy in the adjacent Communist China looks extremely attractive to the peoples of Southeast Asia.

In order to meet effectively the Communist threat to this area, there is an immediate need to intensify the efforts to promote the area's economic development and to raise the standard of living of its inhabitants. This is not an impossible task if the free nations, especially the U.S.A., will positively cooperate in giving economic assistance to the countries of the area.

Japan has joined the Colombo Plan in October last year with this end in view. Though short of funds, she intends to cooperate with the member countries of the Plan by offering capital goods and technical assistance and, in doing so, she hopes also to expand her trade with this area.

Now that a Presidential fund of 100 million dollars has been set up for Southeast Asia, it is hoped that plans for the economic development of this area will be put into operation as soon as possible. In this connection, Japan is in a position to furnish capital goods and technical skills necessary to establish the basic industries in the area.

The Japanese

The Japanese Government also desires that the U.S. Government will consider setting up of technical training centers in Japan out of this fund in order to facilitate technical assistance programs in this region.

As to the U.S. assistance fund of more than 1,210 million dollars allocated to Southeast Asia including Defense Support and Direct Forces Support, it is hoped that this fund will be used for off-shore purchases and for the promotion of inter-regional trade in the area.

The multilateral use of the United States assistance fund for Southeast Asia is desirable for its contribution towards promoting mutual economic relations between Japan and this area. However, it is absolutely necessary from the Japanese standpoint that such multilateral use of U.S. assistance funds does not react unfavorably on Japan's normal trade relations with this area.

3. CHINA TRADE

The Chinese Continent used to be Japan's traditional market, but the situation has changed under the Communist regime. Japan, as a member of the free nations, is now imposing strict control on trade with Communist China while Communist China

has

has begun to depend heavily upon the U.S.S.R. and the Eastern European countries as well as to restrict her import of consumer goods to the minimum.

If it were not for the above-mentioned international situation, such raw materials indispensable to the Japanese economy as iron ore, coking coal, soya bean, salt, etc. would have been imported chiefly from the Chinese mainland as in the prewar days in exchange for Japan's exports thereto, in which case, the present Japanese economy, which suffers from chronic dollar deficit, might have fared better.

Japan has never failed in honouring the various international commitments with regard to the export of strategic goods to the Communist countries. However, it should be stated that the discrepancy between the control against the European Soviet bloc and that against Communist China resulting from the drastic relaxation of control against the former last summer is so wide that approximately 290 items, which are now exportable to the European Soviet bloc, are still embargoed to Communist China.

In view of the geographical contiguity and close political interdependence between the two areas we firmly believe that the same level of controls should apply to Communist China if the strategic controls are to be fully effective.

That

That is to say, the strategic export control against Communist China would lose effectiveness if the European Soviet bloc exports to Communist China some embargo list commodities imported from the free world, or if such commodities produced inside of the said bloc become exportable to Communist China because of the free importation of the same from the free world. Therefore, the Japanese Government desires that these two areas be considered, for embargo purposes, as one and the same bloc, and that the present control against Communist China be adjusted at the earliest possible date to the same level of control as currently applied to the European Soviet bloc.

True, an increase in trade volume with the Continental China under the existing regime would not be expected great despite such relaxation of trade controls. But it should not be overlooked that even a small increase in trade could have a big significance to the Japanese economy which is extremely sensitive to the development of any overseas markets.

It is further to be noted that the relaxation to such an extent would not only meet the public opinion but also deprive certain political groups of the opportunities of taking advantage of the present stricter control on China trade as a political propaganda against U.S.A.

別紙(一)

CONFIDENTIAL August 30, 1955 続

Resumption of Japanese Enterprises in the South Sea Islands formerly under Japanese Mandate.

The Japanese Government has repeatedly requested the United States Government to give favorable consideration of the earnest desire of Japanese business concerns to resume the business activities in which they were engaged before the war in the South Sea Islands then under Japanese mandate.

While there had not been favorable reactions from the United States Government on the matter, a proposal has also been made, as the first step towards the full resumption of economic activities by Japanese that the United States Government grant to Japanese fishing vessels one or tow insular harbors in the South Seas as fishing bases, and the detailed estimates of the economic advantages which this proposal, when materialized, would bring about to the Japanese fishing industry have been presented to the Department of State for its information.

It is well understood that this problem presents to the United States Government certain difficulties which have to be overcome before these requests from the Japanese Government are acceded to, particularly those difficulties arising from the strategic considerations of the United States Navy in this area.

It

It is believed, however, that the whole program could easily be adjusted to any strategic as well as other technical requirements which this resumption of business activities would have to meet, and Japanese enterprises planning those activities are well prepared to comply with any necessary limitation or condition which may be imposed on them by the United States authorities. Moreover, should those enterprises be authorized to put their plans into operation, assurance is given that they would contribute to the advancement of living standards and the overall welfare of the inhabitants of the islands, with their ample knowledge of the social and economic conditions of this area together with their broad experience in the past with the conduct of economic activities in these underdeveloped islands.

For the reasons reviewed above, it is earnestly solicited that the United States Government give sympathetic consideration to this repeated request of the Japanese Government, so that considerably more business and employment opportunities may be given to the Japanese people in their struggle for a self-sustaining economy and also the difficulties which the Japanese fishing industry has encountered in waters surrounding Japan may be reduced.

81
(=)

CONFIDENTIAL August 29, 1955.

Release of war criminals

Although ten years have elapsed since the war and the maintenance of close and cordial relations between the United States and Japan constitute the cornerstone of our foreign policy, a considerable number of Japanese sentenced for the so-called war crimes are still held in confinement, and their families, deprived of the main pillar of support, are undergoing great hardships.

To our people this appears an anomalous situation. Peace of reconciliation was signed ten years ago. Yet today the deep scar of war is left unerased. Our people are urged to rearm, but an unbearable stigma that hurts the national pride still remains.

The time has come when all possible measures should be taken to consolidate the dynamic working partnership between our two peoples. Yet the fact that there are many of these so-called war criminals* still in prison, sets up a psychological barrier against public support of such measures. It provides the extremists a means of instigating anti-Americanism and the weakening of ties between the United States and Japan. In order to win popular support

* out of a total of 577, two hundred and ten or 36 per cent are under United States jurisdiction.

support of the Government's policy it is essential that this dark cloud that hangs heavily over our heads be cleared away. Indeed, the importance of removing this barrier cannot be too strongly emphasized.

We, therefore, request that the United States, with full appreciation of the situation described above, take early action to release all Japanese under its jurisdiction who are still in confinement in order to facilitate the carrying out of our policy of greater cooperation with the United States.

Favorable action by the United States, it is believed, may encourage similar action by the other powers concerned. If such is so, Japanese appreciation for the American action would indeed be deep. The time seems now most opportune for the United States to demonstrate its good will and magnanimity.

別紙(三)

CONFIDENTIAL August 29, 1955

THE RYUKYU AND BONIN ISLANDS

1. A problem of major importance is that of the restoration to Japan of the Ryukyus and Bonins and such other islands as are mentioned in Article III of the Peace Treaty. It is the ardent hope of the entire Japanese people that the United States will restore these islands to Japanese administration at an early date. This is a subject on which national feeling is very strong.

It need hardly be added that the restoration of these islands to Japanese administration would not only satisfy the long cherished desire of the inhabitants of these islands, but would also contribute to Japanese economy, especially in the field of fisheries.

The confirmation by the American Government that it is in accord with the view that the Japanese Government retains residual sovereignty over the above-mentioned islands and that the inhabitants thereof are Japanese nationals is earnestly solicited. This would remove misgivings held by the Japanese people and prevent undesirable agitation on this matter by leftist elements. It is recalled that Mr. John Foster Dulles in the capacity of the Delegate of the United States to the Peace Conference at San Francisco stated on September 5, 1951 that Japan retains residual sovereignty over the Ryukyu Islands.

2. With regard in particular to the Ryukyu Islands, it is hoped that the United States authorities will give full consideration to the interests and the welfare of the population of the islands. The Japanese Government believes that, if the acquisition of land necessary for military purposes is conducted so as to give as little reason for complaint as possible to the parties affected, a more favourable atmosphere will be created not only in the islands but also in the mainland of Japan.

3. With regard to the Bonin Islands where military installations are few, the return of administrative rights is very strongly hoped for and will prove an effective gesture of good will on the part of the United States. If as an immediate initial step, measures could be taken to allow the former inhabitants of these islands to return to their original homes, a great stride forward would nevertheless be made in improving Japanese-American relations. These islanders are undergoing extreme hardship, being obliged to make their livelihood away from their home islands. For their relief the Japanese Government, together with the Municipality of Tokyo, paid some 37 million yen in Japanese fiscal year 1954. In Japanese fiscal year 1955, the Japanese Government will, in order to comply with a Diet Resolution, by itself make disbursements to the extent of 100 million

yen

yen for the relief of these people. In this connection we hope that the United States Government will give their sympathetic consideration to the claims which have been presented with regard to the losses sustained by the islanders through not having been permitted to return to the islands.

別紙(四)(ヒ)

重光・ダレス会談に関する日米共同声明

外務省

（訳文）

昭和三十年八月三十一日

共同声明

日本国副総理兼外務大臣重光葵は、国務長官ジョン・フォスター・ダレス及び他の米国政府高官との間の三日間にわたる会談を終了した。

外務大臣と同席した主な人々は、農林大臣河野一郎、日本民主党幹事長岸信介、駐米大使井口貞夫、国際連合日本政府代表部長加瀬俊一大使及び内閣官房副長官松本瀧蔵である。

外務大臣及びその一行と会談した米国の官吏には、国務次官ハーバート・フーヴァー・Jr、国防次官ルーベン・B・ロバートソン・Jr、統合参謀本部議長アーサー・W・ラドフォード海軍大将、国際協力庁長官ジョン・ホリスター、国務副次官ロバート・マーフィー、国防次官補ゴードン・グレイ、駐日大使ジョン・M・アリソン、国務次官補代理ウィリアム・J・シーボルトが含まれていた。

最近の国際情勢、特にジュネーヴにおける「頂上」会談の意義、国際連合における軍縮問題に関する現在の討議、及びジュネーヴにおける来るべき外相会議について世界的な観点から、自由な、かつ、忌憚なき意見の交換が行われ、また、極東情勢についても討議が行われた。ダレス長官は、全般的な平和の増進に導くべきあらゆる方途を忍耐強く探究しつつ、確乎として自由を支持する米国の政策を説明した。重光外務大臣は、ソ連邦及び中国における自らの経験に徴し、自国の政策を解明した。国務長官及び外務大臣は、大規模な戦争の急迫した危険は遠のいたようであるが、国際情勢、特に極東の情勢には、いまだ不安定な要素が残っており、平和のより良い見通しを維持するためには、自由世界が引続き結束することが必要であるという見解に一致した。

外務大臣は、日本が、その外交政策の礎石として、米国及び自由世界との協力を維持する決意を表明した。これに関連して、国務長官と外務大臣は、極東における安定及び永続的平和を確保するために、日米両国間において、一層緊密な協力が行われることが望ましいこと

を認め、両国政府が共通の関心を有する諸問題について引続き協議すべきことに意見が一致した。

日本の安全保障に関する基本的諸問題が討議された。外務大臣は、日本の防衛力が現在相当の水準に達したことを指摘し、日本の能力の範囲内において防衛力漸増の政策が継続されるべき旨の堅い決意を表明した。外務大臣は、日本の防衛当局が最近作成した日本の防衛能力増強に関する諸計画を説明した。これらの諸計画は、東京における日米防衛関係に関する継続的な協議の過程において検討され、かつ、戦略上の要請に照して随時再検討されるべきことに意見が一致した。

日本が、できるだけすみやかにその国土の防衛のための第一次的責任を執ることができ、かくて西太平洋における国際の平和と安全の維持に寄与することができるような諸条件を確立するため、実行可能なときはいつでも協力的な基礎にたつて努力すべきことに意見が一致した。また、このような諸条件が実現された場合には、現行の安全保障条約をより相互性の

強い条約に置き代えることを適当とすべきことについても意見が一致した。

さらに、このような条約を締結することを目標として、東京において防衛問題に関する日米両国代表間の協議を行うべきこと、及びその協議に当つては、日本自体の防衛力が増大するに伴い、アジアにおける関連した事態を考慮しつつ、米国の地上部隊を漸進的に撤退させる計画を樹立することについて考慮を払うべきことに意見が一致した。

在日米軍の支持のための日本の財政的寄与の問題に関しては、今後数年間にわたる漸減に関する一般的方式を設定することが望ましいことについて意見の一致を見た。

外務大臣は、日本が諸外国、特にアジアの諸国との貿易を伸張させる必要があることを強調し、また、日本がガットの正式加盟国となるために米国が与えた援助に対して謝意を表明した。

ダレス長官は、米国の法律に基くアジアの自由諸国の経済発展のための援助に関する現在の構想を述べた。目下計画されている諸措置は、日本の経済的地位を改善し、生活水準の向

上を達成しようとする日本の努力を容易にするであろうということが認められた。同長官は、外国民間投資が日本及びアジア地域内の他の諸国において経済開発に寄与することができることを強調した。

外務大臣は、米国の管轄権の下にある戦争犯罪人の早期釈放を要請した。国務長官は、問題の複雑性を述べるとともに、戦争犯罪人釈放の問題を継続的にかつ緊急に検討すべき旨を表明した。

占領期間中日本に供与された経済援助の処理については、なんら大きな障害が残っていないこと、及び東京における本件に関する両国政府間の交渉を早期に妥結させるため極力努力することに意見が一致した。

今次会談を通じ、日米両国の代表は、日本はアジアの大国として、アジアの安定と平和とに貢献するため、他のアジア諸国と友好的に協力して積極的役割を果すべきであると認めた。両国代表は、日本が国内安定の確立、国民経済の再建及び防衛能力の強化に努力してい

ることにかんがみ、日米両国間の継続的協力のため一層強固な基礎が存在することに意見が一致した。重光外務大臣及びダレス国務長官は、両国が相携えて、かつ、他国とともに世界の平和と自由の強化のための任務を遂行しうるために、この協力関係をさらに拡大せんとする両国政府の決意をあらためて確認した。

August 31, 1955

JOINT STATEMENT

Mamoru Shigemitsu, Deputy Prime Minister and Foreign Minister of Japan, has concluded three days of discussions with Secretary of State John Foster Dulles and with other high United States officials.

The Foreign Minister was accompanied among others by Ichiro Kono, Minister of Agriculture and Forestry; Nobusuke Kishi, Secretary-General of the Japan Democratic Party; Ambassador to the United States Sadao Iguchi; Ambassador Toshikazu Kase, Japan's Permanent Observer to the United Nations; and Takizo Matsumoto, Deputy Chief Cabinet Secretary.

American officials who met with the Foreign Minister and members of his party included: Under Secretary of State Herbert Hoover, Jr.; Deputy Secretary of Defense Reuben B. Robertson, Jr.; Chairman of the Joint Chiefs of Staff Admiral Arthur W. Radford; Director, International Cooperation Agency, Mr. John Hollister; Deputy Under Secretary of State Robert Murphy; Assistant Secretary of Defense Gordon Gray; Ambassador to Japan John M. Allison; and Acting Assistant Secretary of State William J. Sebald.

A free and frank exchange of views from the global viewpoint was held concerning more recent international developments, notably the implications of the "Summit" Meeting at Geneva, the present United Nations discussions on disarmament, and the impending Conference of Foreign Ministers at Geneva. The Far Eastern situation was also discussed. Secretary Dulles explained the policy of the United States to support freedom firmly while exploring patiently every avenue which may lead to the enhancement of general peace. Foreign Minister Shigemitsu drew on his experience in the Soviet Union and China in interpreting his nation's policies. The Secretary of State and the Foreign Minister concurred in the view that while the imme-

diate danger of major war had perhaps receded there still remain elements of uncertainty in the situation particularly in the Far East and that the continued solidarity of the free world is needed to maintain improved prospects of peace.

The Foreign Minister expressed Japan's resolve to maintain cooperation with the United States and the free world as the cornerstone of its foreign policy. In this connection the Secretary of State and the Foreign Minister, recognizing the desirability of closer cooperation between their countries for the purpose of securing stability and enduring peace in the Far East, agreed that consultations between their Governments should continue on various problems of mutual concern.

The basic problems of Japanese security were discussed. The Foreign Minister indicated that Japan's defense strength has now reached a considerable level and expressed the firm determination that the policy of progressive increase will be continued within the limit of Japan's capacity. He explained the plans for increasing Japan's defense capabilities recently formulated by the Japanese defense authorities. It was agreed that these plans should be studied in the course of the continuing consultations in Tokyo on United States-Japanese defense relationships and should be reviewed from time to time in the light of strategic requirements.

It was agreed that efforts should be made, whenever practicable on a cooperative basis, to establish conditions such that Japan could, as rapidly as possible, assume primary responsibility for the defense of its homeland and be able to contribute to the preservation of international peace and security in the Western Pacific. It was also agreed that when such conditions are brought about it would be appropriate to replace the present Security Treaty with one of greater mutuality.

With the conclusion of such a treaty as an objective, it was further agreed that consultations would take place in Tokyo between

Japanese and United States representatives on defense problems and that in such consultations consideration will be given to the establishment of schedules for the progressive withdrawal of United States ground forces as Japan's own defense capacity increases and taking into account the related situation in Asia.

On the problem of Japan's financial contribution to the support of United States forces in Japan, there was agreement on the desirability of establishing a general formula for progressive reduction over the next several years.

The Foreign Minister emphasized Japan's need to expand its trade with other countries particularly in Asia and expressed appreciation for the help of the United States in assisting Japan to become a full member of the General Agreement on Tariffs and Trade.

Secretary Dulles expressed current thinking about assistance for the economic development of the free nations of Asia pursuant to United States legislation. It was recognized that the measures planned would facilitate Japan's efforts to improve its economic position and attain a higher standard of living. The Secretary stressed the contribution to ecnomic development which could be made by foreign private investment both in Japan and in other countries of the area.

The Foreign Minister requested the early release of war criminals under United States jurisdiction. The Secretary of State described the complexity of the problem and indicated that the question of the release of the war criminals will be kept under continuous and urgent examination.

It was agreed that no major obstacles remain to settlement for economic assistance rendered to Japan during the occupation and that utmost efforts will be made to bring the Negotiations in Tokyo on this subject between the two Governments to an early conclusion.

Throughout these talks the representatives of the United States and Japan recognized that Japan, as a major power in Asia, should

play an active role in friendly cooperation with other Asian nations in contributing to stability and peace in Asia. They agreed that in view of Japan's efforts to establish internal stability, reconstruct the national economy and strengthen its defense capacity, there is a firmer basis for continuing cooperation between the United States and Japan. Foreign Minister Shigemitsu and Secretary of State Dulles confirmed anew the determination of their Governments to expand this relationship further so that they together and with others may pursue their work for the consolidation of world peace and freedom.